

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 27 年 10 月



あんしん保証株式会社
<http://www.srgs.co.jp/>

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式129,965千円(見込額)の募集及び株式139,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式41,700千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成27年10月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

あんしん保証株式会社

東京都中央区京橋一丁目11番8号 西銀MIDビル6階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

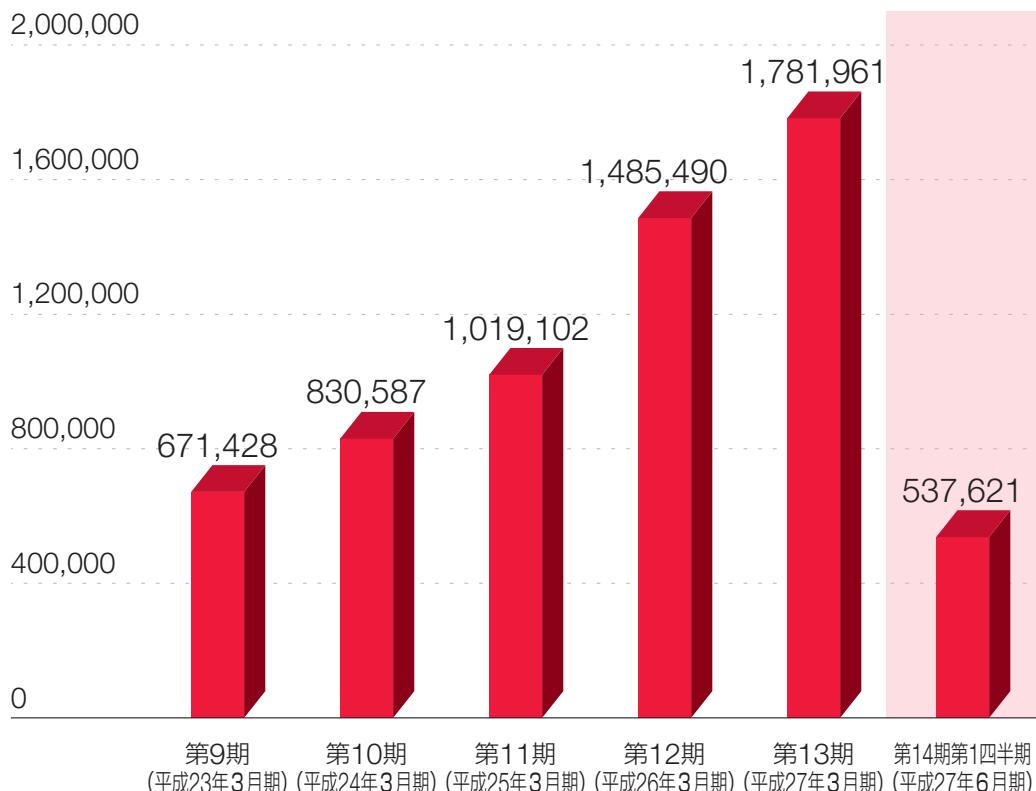
1 事業の状況

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

当社は、「ライフあんしんプラス」や「あんしんプラス」などの保証商品の販売を中心に事業を展開しており、身内の方を連帯保証人することで本来協力しあう関係にある賃借人と連帯保証人との不和の原因となり得る現状の抑制に向け、業容の拡大に取り組んでおります。これは、連帯保証人制度に代わる住環境のインフラの一端として、賃借人や連帯保証人の便益を向上させ、且つ、賃借人と賃貸人との間で起きるトラブルを抑制するセーフティネットとなることで、不動産賃貸業界の活性化の一助となることを目的としております。

■ 営業収益推移

(単位：千円)



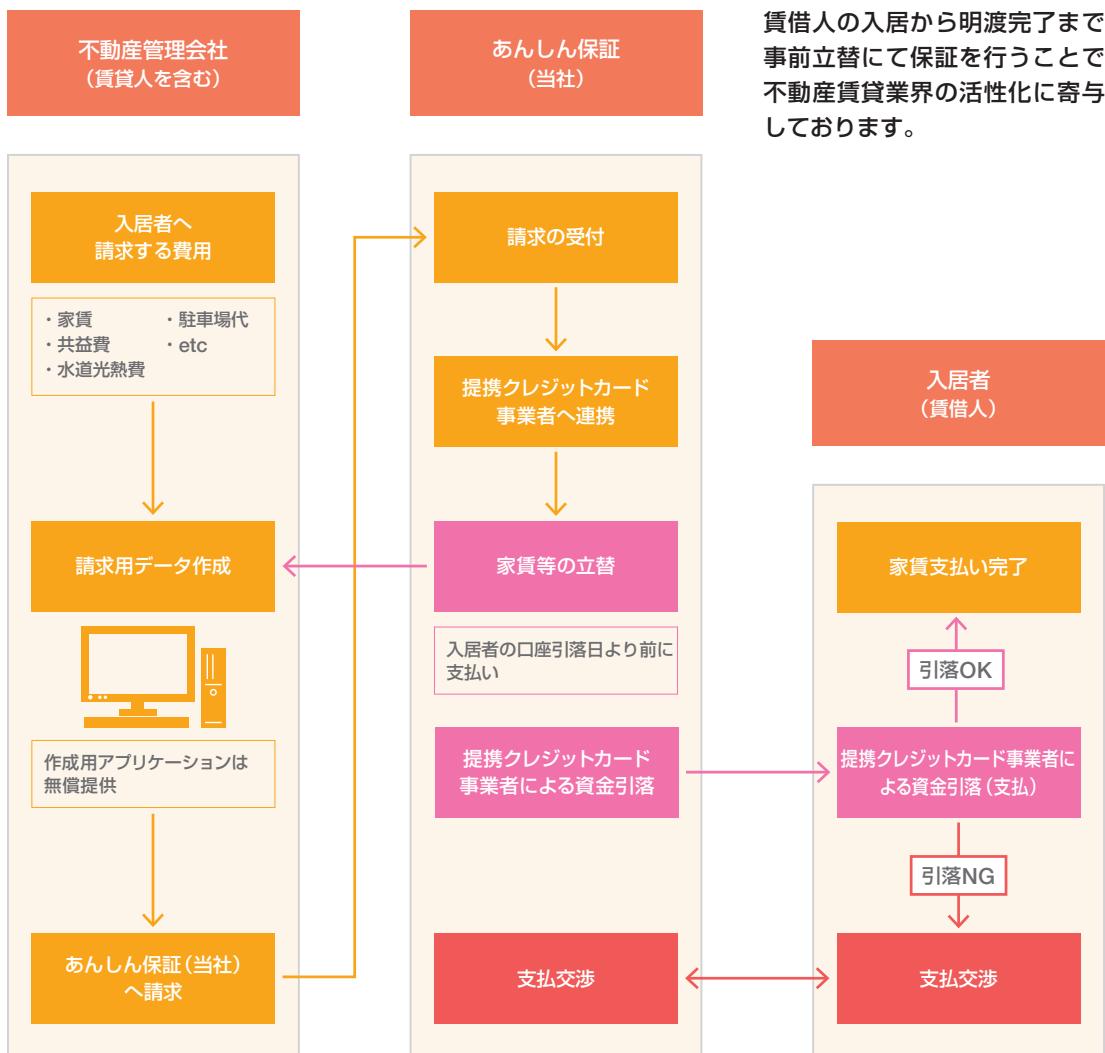
2 事業の内容

当社は、入居者（賃借人）が家賃を支払う前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ全額立替払いを行う「事前立替型」保証商品を提供する家賃保証会社であります。この「事前立替型」保証商品は、家賃債務保証業界において主流である家賃の滞納が発生した場合に初めて代位弁済を行う「滞納報告型」保証商品の弱点である「不動産管理会社（賃貸人を含む）の家賃管理事務の煩雑さ」と「不動産管理会社（賃貸人を含む）に対する入居者（賃借人）の賃料滞納時の未回収リスク」を排除した、新しい形の家賃債務保証商品となります。

入居者（賃借人）から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

当社の事業モデルは次のとおりであります。

当社の事業モデル



提携クレジットカード事業者は現在ライフカード株式会社となります。

3 事業の特徴

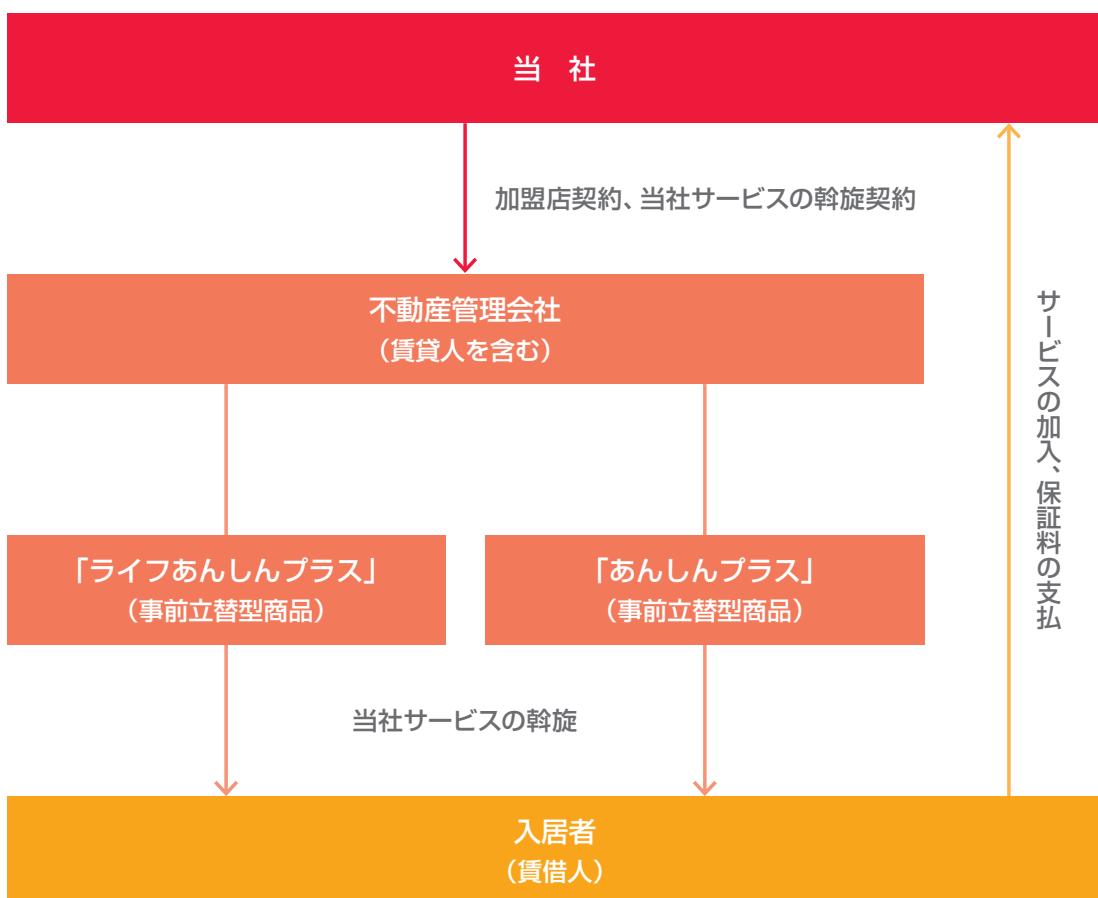
「事前立替型」保証商品は当社が家賃債務保証業界において先駆的に販売を開始した商品となります。そのラインナップは、クレジットカード事業者（ライフカード株式会社、※1、以下略称：ライフカード）との業務提携に依る商品である「ライフあんしんプラス」および信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー、※2、以下略称：CIC）への加盟により適切な与信機能を確保し、保証実行リスクを抑えた当社が立替を行う商品である「あんしんプラス」があります。なお、「事前立替型」保証商品を運用する仕組みについて、当社は平成20年7月にビジネスモデル特許（特許第4150659号）を取得しております。

※1 ライフカード株式会社は、当社のその他の関係会社であるアイフル株式会社の連結子会社であります。

※2 株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関であります。

事業の系統図は、次のとおりであります。

■ 事業系統図



(注) 当社が提供する保証商品は主に事前立替型商品となります。一部滞納報告型商品があります。

事前立替型商品とは入居者（賃借人）の支払より前に保証会社（当社）又はその委託を受けた者（ライフカード）が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ賃料等を前払で立替を行う商品をいいます。滞納報告型商品とは賃料等の集金を不動産管理会社（賃貸人を含む）が行い、滞納があった場合に保証会社（当社）より不動産管理会社（賃貸人を含む）へ代位弁済を行う商品をいいます。

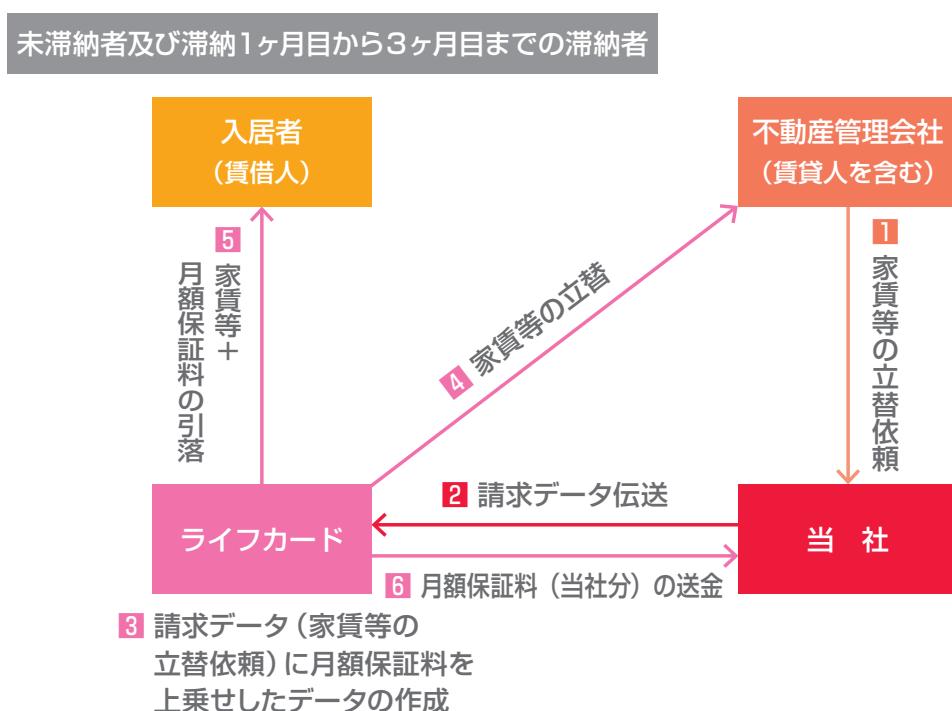
■ ライフあんしんプラス

入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、入居者（賃借人）の家賃等を支払期日より前に、クレジットカード事業者（ライフカード）が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。本商品はクレジットカード事業者（ライフカード）との業務提携により実現している商品であります。当社が他社に先駆けて販売したことから家賃債務の保証業界全体としては類似モデルを導入している会社が少ないビジネスモデルとなります。

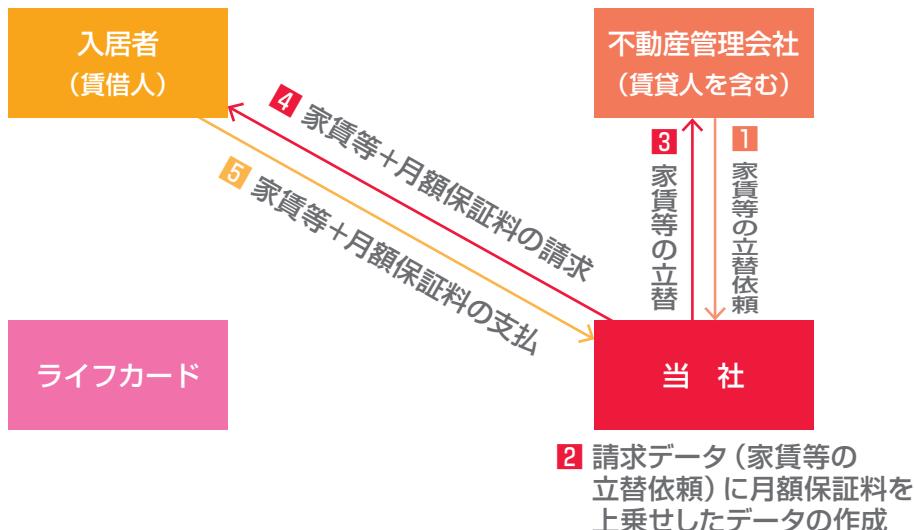
当社は、不動産管理会社（賃貸人を含む）が入居者（賃借人）の家賃等の滞納によって、自己資金の持ち出しや滞納債権を抱えるリスクを排除し、不動産管理会社（賃貸人を含む）に対して滞納家賃等債務の保証を退去時まで行うサービスの提供を実施しております。

入居者（賃借人）の家賃等の未滞納者及び滞納1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者はライフカードが家賃と月額保証料等を入居者（賃借人）の登録口座から引落を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目に当社がライフカードに対して家賃等滞納債権の代位弁済を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目以降（ライフカードへの代位弁済実行後）からライフカードに代わって当社が入居者（賃借人）に対して家賃と月額保証料等の請求を行います。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。



滞納4ヶ月目以降（ライフカードへの代位弁済実行後）の滞納者

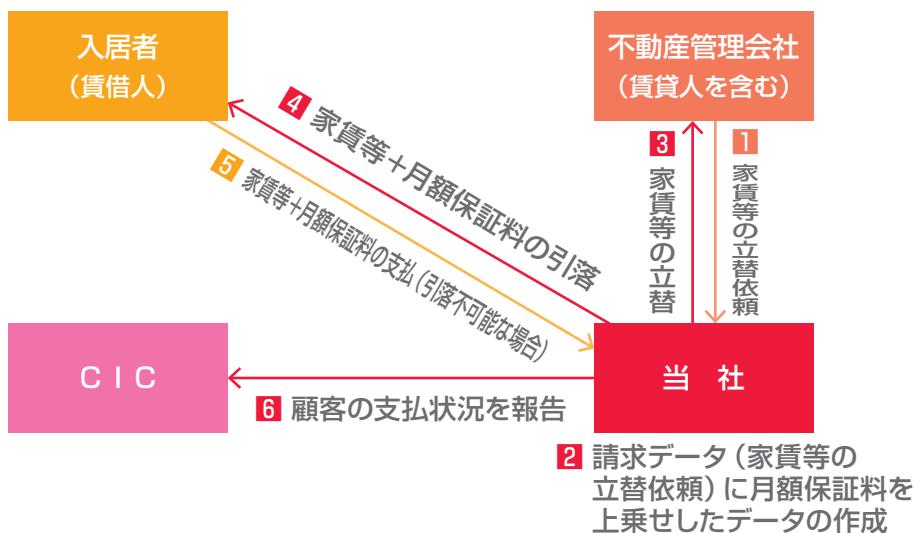


■ あんしんプラス

「ライフあんしんプラス」がクレジットカード事業者による家賃等の立替を行うサービスであることに対して、「あんしんプラス」は当社が家賃等の立替を行うサービスとなります。入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、入居者（賃借人）の家賃等を支払期日より前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。

また、当社は入居者（賃借人）から家賃等の支払を受けるため、入居者（賃貸人）の滞納賃料等の一部について未回収金が発生する場合があります。家賃等の未回収リスクをヘッジするためには、高い審査能力を保有している必要があります。当社は信用情報機関CICに加盟していることから申込者の支払能力を正確に把握し、当社独自の審査を行っております。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。



4 業績等の推移

■ 主要な経営指標等の推移

提出会社の経営指標等

回 次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期第1四半期
決 算 年 月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年6月
営 業 収 益 (千円)	671,428	830,587	1,019,102	1,485,490	1,781,961	537,621
経 常 利 益 (千円)	96,255	130,262	119,946	317,823	259,775	66,794
当 期 (四 半 期) 純 利 益 (千円)	68,330	69,328	57,863	218,665	160,620	39,966
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資 本 金 (千円)	446,000	446,000	446,000	562,000	562,000	562,000
発 行 済 株 式 総 数 (株)	12,940	12,940	12,940	17,580	17,580	1,758,000
純 資 産 額 (千円)	543,466	612,795	670,658	1,121,323	1,281,944	1,321,910
総 資 産 額 (千円)	674,086	789,778	910,909	1,485,021	1,662,954	1,668,439
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	41,998.94	47,356.64	51,828.30	637.84	729.21	—
1 株 当 た り 配 当 額 (円)	—	—	—	—	—	—
(1 株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1 株当たり当期 (四半期) 純利益 (円)	5,280.57	5,357.70	4,471.66	159.37	91.37	22.73
潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期) 純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自 己 資 本 比 率 (%)	80.6	77.6	73.6	75.5	77.1	79.2
自 己 資 本 利 益 率 (%)	13.6	12.0	9.0	24.4	13.4	—
株 価 収 益 率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配 当 性 向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	173,602	8,387	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△16,863	△48,079	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	231,165	—	—
現金及び現金同等物の期末 (四半期末) 残高 (千円)	—	—	—	923,396	883,704	—
従 業 員 数 (名)	35 [1]	44 [2]	46 [6]	56 [7]	75 [10]	[—]
〔外、平均臨時雇用者数〕						

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向は配当を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため記載しておりません。

6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 当社は第12期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第9期から第11期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しております。

8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

9. 第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人の監査を受けておりますが第9期、第10期及び第11期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、優成監査法人の監査を受けておりません。なお第14期第1四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人の四半期レビューを受けております。

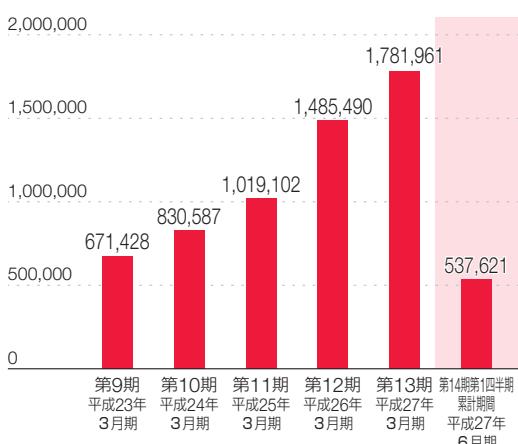
10. 当社は、第10期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

11. 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げるが、以下のとおりとなります。なお、第9期から第11期の数値については、優成監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期第1四半期
決 算 年 月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年6月
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	419.99	473.57	518.28	637.84	729.21	—
1 株当たり当期(四半期)純利益 (円)	52.81	53.58	44.72	159.37	91.37	22.73
潜 在 株 式 調 整 後	—	—	—	—	—	—
1 株当たり当期(四半期)純利益	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

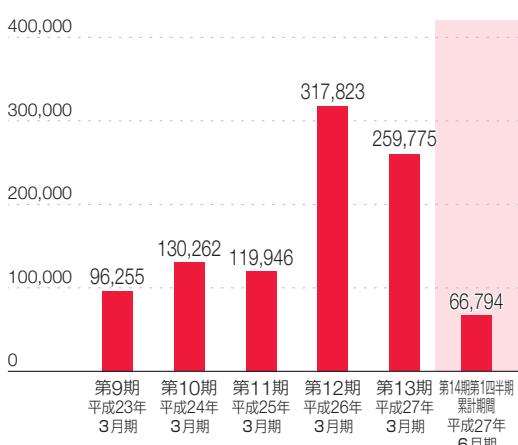
■ 営業収益

(単位:千円)



■ 経常利益

(単位:千円)



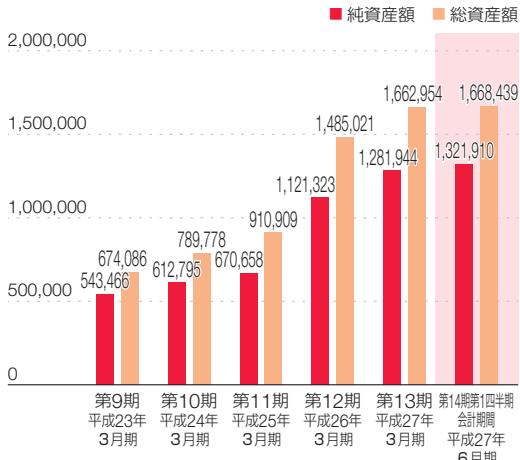
■ 当期(四半期) 純利益

(単位:千円)



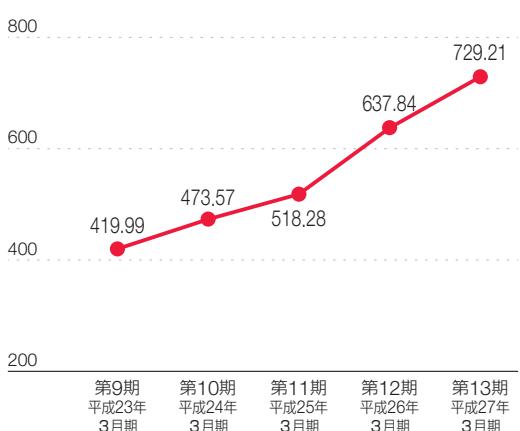
■ 純資産額／総資産額

(単位:千円)



■ 1株当たり純資産額

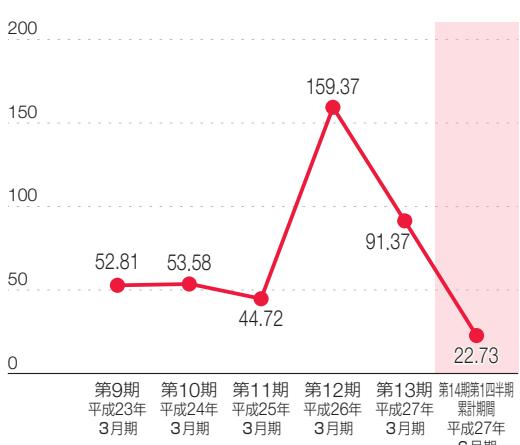
(単位:円)



(注) 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額を算定しております。

■ 1株当たり当期(四半期) 純利益

(単位:円)



(注) 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期(四半期) 純利益金額を算定しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】	7
2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】	8
3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	9
4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	23
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	31

	頁
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	37
3 【配当政策】	37
4 【株価の推移】	37
5 【役員の状況】	38
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
第5 【経理の状況】	46
1 【財務諸表等】	47
第6 【提出会社の株式事務の概要】	84
第7 【提出会社の参考情報】	85
1 【提出会社の親会社等の情報】	85
2 【その他の参考情報】	85
第四部 【株式公開情報】	86
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	86
第2 【第三者割当等の概況】	88
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	88
2 【取得者の概況】	88
3 【取得者の株式等の移動状況】	88
第3 【株主の状況】	89
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成27年10月15日	
【会社名】	あんしん保証株式会社	
【英訳名】	Anshin Guarantor Service Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 雨坂 甲	
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目11番8号	
【電話番号】	03-3566-0440(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中西 光明	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目11番8号	
【電話番号】	03-3566-0440(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 中西 光明	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	129,965,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	139,000,000円
	(オーバーリロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	41,700,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	110,000（注）2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年10月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成27年10月29日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成27年10月15日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成27年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年10月29日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	110,000	129,965,000	70,334,000
計（総発行株式）	110,000	129,965,000	70,334,000

- （注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年10月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,390円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は152,900,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行 価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年11月12日(木) 至 平成27年11月17日(火)	未定 (注) 4	平成27年11月18日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年10月29日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年11月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年10月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年11月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成27年10月15日開催の取締役会において、平成27年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年11月19日(木)（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成27年11月2日から平成27年11月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新橋支店	東京都港区新橋二丁目1番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町七丁目12番		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
計	—	110,000	—

(注) 1. 引受株式数は、平成27年10月29日開催予定の取締役会において決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年11月10日）に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
140,668,000	7,500,000	133,168,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,390円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額133,168千円については、「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限38,364千円と合わせた手取概算額上限171,532千円について以下の使途に充当する予定であります。

設備資金として、家賃債務の保証事業における商品ニーズの多様化に対応して商品構成を拡充していくことに伴い、将来の保証件数増加が見込まれます。このため、営業系基幹システムの処理能力を確保する必要があり、システムを更改する資金として考えております。平成29年3月期に全額を充当する予定です。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	100,000	大阪府大阪市中央区 雨坂甲 100,000株
計(総売出株式)	—	100,000	139,000,000

- （注） 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,390円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、30,000株を上限として、株式会社SBI証券が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成27年 11月12日(木) 至 平成27年 11月17日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の 本店及び 営業所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成27年11月10日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行なうことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	30,000	41,700,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券
計（総売出株式）	—	30,000	41,700,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,390円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成27年 11月12日(木) 至 平成27年 11月17日(火)	100	未定 (注) 1	株式会社SBI証券 の本店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。
5. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成27年11月10日）に決定する予定であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である雨坂甲（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年10月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 30,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成27年12月24日（木）
増資資本金及び 資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成27年12月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに關し、当社代表取締役社長であり売出人及び貸株人である雨坂甲、当社株主かつ取締役（監査等委員）である谷村豊及び当社株主であるアイフル株式会社、ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社、石井恒男、政岡土地株式会社、政岡二郎、東野明子、システムクリエイト株式会社、政岡則安、政岡元、木村眞敏は、株式会社SBI証券（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日含む）後180日目の平成28年5月16日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

当社株主である高橋誠一、小川秀男、株式会社アパマンショップネットワーク、高橋敏幸、渡邊定雄、千葉国一、矢崎隆也、渡邊毅人、株式会社メイワホールディングス、株式会社エイビット、渡邊禮子、原かなえ、小川八重子、高橋孝嘉、高橋尚子、高橋博子、川口雄一郎、林尚道、平野修、立川孝矣、レンタルハウス株式会社、高橋聰、株式会社原弘産、水野隆司、株式会社高品ハウジング、池田秀雄、中島敦、宮野純、塩見文映、岡貢並びに当社株主かつ取締役（監査等委員）である佐賀野雅行は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日（当日含む）後90日目の平成28年2月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面の同意なしには、当社の株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上にあって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年5月16日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式の転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに關連し、平成27年10月15日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記いずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
営業収益 (千円)	671,428	830,587	1,019,102	1,485,490	1,781,961
経常利益 (千円)	96,255	130,262	119,946	317,823	259,775
当期純利益 (千円)	68,330	69,328	57,863	218,665	160,620
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	446,000	446,000	446,000	562,000	562,000
発行済株式総数 (株)	12,940	12,940	12,940	17,580	17,580
純資産額 (千円)	543,466	612,795	670,658	1,121,323	1,281,944
総資産額 (千円)	674,086	789,778	910,909	1,485,021	1,662,954
1株当たり純資産額 (円)	41,998.94	47,356.64	51,828.30	637.84	729.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	5,280.57	5,357.70	4,471.66	159.37	91.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	80.6	77.6	73.6	75.5	77.1
自己資本利益率 (%)	13.6	12.0	9.0	24.4	13.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	173,602	8,387
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△16,863	△48,079
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	231,165	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	923,396	883,704
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (名)	35 [—]	44 [2]	46 [6]	56 [7]	75 [10]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 4. 1株当たり配当額及び配当性向は配当を行っていないため記載しておりません。
 5. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 7. 当社は第12期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第9期から第11期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
 8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員数〔 〕外数で記載しております。
 9. 第12期及び第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人の監査を受けております。
 なお、第9期、第10期及び第11期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、優成監査法人の監査を受けておりません。
 10. 当社は、第10期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 11. 当社は、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第9期から第11期の数値については、優成監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額 (円)	419.99	473.57	518.28	637.84	729.21
1株当たり当期純利益 (円)	52.81	53.58	44.72	159.37	91.37
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社は、平成14年12月16日に東京都港区新橋において、不動産の賃貸借における家賃債務の保証業務を行うことを目的とする会社として、賃貸あんしん保証株式会社を設立いたしました。

その後、クレジットカード事業者との提携を模索する中、平成15年12月に株式会社ライフ（現ライフカード株式会社）と業務提携を行い、家賃債務の保証に加え、不動産管理会社（賃貸人を含む）へ家賃等の立替を行うサービスの提供を開始いたしました。

当社設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
平成14年12月	東京都港区新橋に賃貸あんしん保証株式会社を設立(資本金5,000万円)。
平成15年1月	大阪支店の開設。
〃	京都管理センター(現カスタマーセンター)の開設。
平成15年3月	滞納報告型商品の販売開始。
平成15年12月	株式会社ライフ（現ライフカード株式会社）と業務提携。
〃	保証商品「ライフあんしんプラス」の販売開始。
平成16年5月	増資(資本金8,000万円)。
平成17年4月	増資(資本金1億1,000万円)。
平成18年5月	増資(資本金2億4,500万円)。
平成19年2月	大分支店(現福岡支店)の開設。
平成19年8月	増資(資本金4億2,725万円)。当社はアイフル株式会社の子会社となる。
平成19年9月	増資(資本金4億4,600万円)。
平成20年7月	「不動産賃貸保証システム」の特許取得(特許第4150659号)。
平成22年6月	本社を東京都港区芝に移転。
平成24年11月	札幌支店の開設。
平成25年2月	さいたま支店の開設。
平成25年9月	増資(資本金4億8,450万円)。
平成25年10月	名古屋支店の開設。
平成25年12月	仙台支店の開設。
平成26年3月	ストック・オプションの権利行使による資本金の増加(資本金5億6,200万円)。
平成26年4月	岡山支店の開設。
〃	指定信用情報機関C I Cへ加盟(株式会社シー・アイ・シー運営)。
〃	保証商品「あんしんプラス」の販売開始。
平成26年7月	新潟支店の開設。
平成26年10月	本社を東京都中央区京橋に移転。
平成27年2月	千葉支店の開設。
平成27年4月	当社はアイフル株式会社をその他の関係会社とする。
平成27年7月	当社商号を賃貸あんしん保証株式会社からあんしん保証株式会社に変更。

3 【事業の内容】

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という企業理念を掲げ、賃貸借契約における家賃債務の人的保証すなわち連帯保証人制度を法人として引き受ける機関保証会社として、家賃債務の保証事業を展開しております。

当社は、「ライフあんしんプラス」や「あんしんプラス」などの保証商品の販売を中心に事業を展開しており、身内の方を連帯保証人にとって本協力しあう関係にある賃借人と連帯保証人ととの不和の原因となり得る現状の抑制に向け、業容の拡大に取り組んでおります。これは、連帯保証人制度に代わる住環境のインフラの一端として、賃借人や連帯保証人の便益を向上させ、且つ、賃借人と賃貸人との間で起きるトラブルを抑制するセーフティネットとなることで、不動産賃貸業界の活性化の一助となることを目的としております。

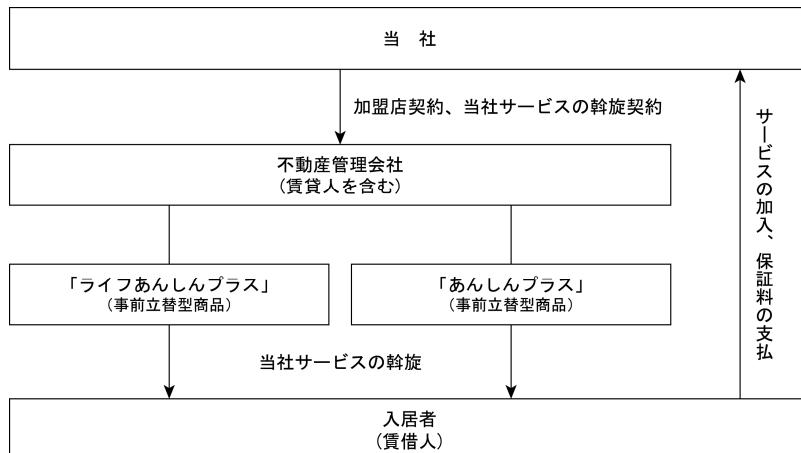
当社は、入居者（賃借人）が家賃を支払う前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ全額立替払いを行う「事前立替型」保証商品を提供する家賃保証会社であります。この「事前立替型」保証商品は、家賃債務保証業界において主流である家賃の滞納が発生した場合に初めて代位弁済を行う「滞納報告型」保証商品の弱点である「不動産管理会社（賃貸人を含む）の家賃管理事務の煩雑さ」と「不動産管理会社（賃貸人を含む）に対する入居者（賃借人）の賃料滞納時の未回収リスク」を排除した、新しい形の家賃債務保証商品となります。

「事前立替型」保証商品は当社が家賃債務保証業界において先駆的に販売を開始した商品となります。そのラインナップは、クレジットカード事業者（ライフカード株式会社、※1、以下略称：ライフカード）との業務提携に依る商品である「ライフあんしんプラス」および信用情報機関（株式会社シー・アイ・シー、※2、以下略称：C I C）への加盟により適切な与信機能を確保し、保証実行リスクを抑えた当社が立替を行う商品である「あんしんプラス」があります。なお、「事前立替型」保証商品を運用する仕組みについて、当社は平成20年7月にビジネスモデル特許（特許第4150659号）を取得しております。

※1 ライフカード株式会社は、当社のその他の関係会社であるアイフル株式会社の連結子会社であります。

※2 株式会社シー・アイ・シーは、割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関であります。割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業は法律上、取引顧客への融資状況や返済状況などを報告することが義務付けられております。同様に貸付に際しても、累積された上記情報を参考し、与信を実施しております。同機関へは割賦販売や消費者ローン等のクレジット事業を営む企業以外でも加盟することが可能となっておりますが、加盟企業は信用力・資金力の保有・コンプライアンスの浸透等、一定の条件をクリアする必要があります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



注) 当社が提供する保証商品は主に事前立替型商品となりますですが、一部滞納報告型商品があります。

事前立替型商品とは入居者（賃借人）の支払より前に保証会社（当社）又はその委託を受けた者（ライフカード）が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ賃料等を前払で立替を行う商品をいいます。滞納報告型商品とは賃料等の集金を不動産管理会社（賃貸人を含む）が行い、滞納があった場合に保証会社（当社）より不動産管理会社（賃貸人を含む）へ代位弁済を行う商品をいいます。

(1) 「ライフあんしんプラス」（事前立替型保証商品）

入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、入居者（賃借人）の家賃等を支払期日より前に、クレジットカード事業者（ライフカード）が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。本商品はクレジットカード事業者（ライフカード）との業務提携により実現している商品であります。当社が他社に先駆けて販売したことから家賃債務の保証業界全体としては類似モデルを導入している会社が少ないビジネスモデルとなります。

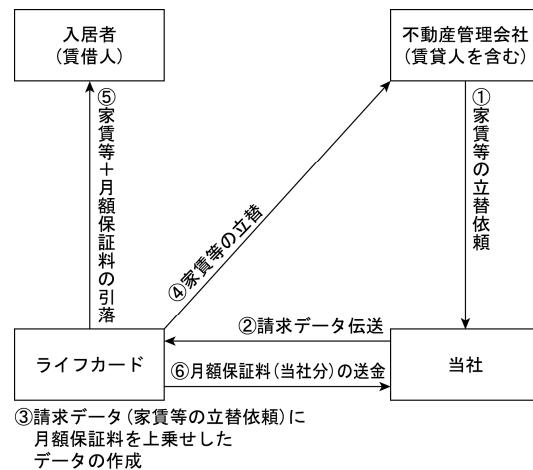
入居者（賃借人）から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

当社は、不動産管理会社（賃貸人を含む）が入居者（賃借人）の家賃等の滞納によって、自己資金の持ち出しや滞納債権を抱えるリスクを排除し、不動産管理会社（賃貸人を含む）に対して滞納家賃等債務の保証を退去時まで行うサービスの提供を実施しております。

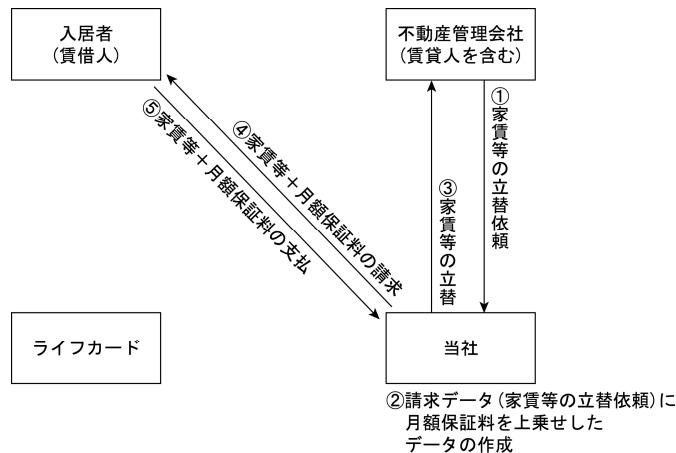
入居者（賃借人）の家賃等の未滞納者及び1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者はライフカードが家賃と月額保証料等を入居者（賃借人）の登録口座から引落を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目に当社がライフカードに対して家賃等滞納債権の代位弁済を行います。家賃等の滞納が4ヶ月目以降（代位弁済実行後）の滞納者はライフカードに代わって当社が入居者（賃借人）に対して家賃と月額保証料等の請求を行います。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。

未滞納者及び滞納1ヶ月目から3ヶ月目までの滞納者



滞納4ヶ月目以降（ライフカードへの代位弁済実行後）の滞納者



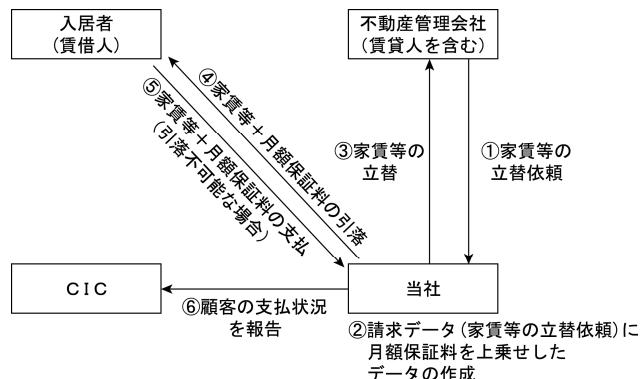
(2) 「あんしんプラス」（事前立替型保証商品）

「ライフあんしんプラス」がクレジットカード事業者による家賃等の立替を行うサービスであることに対して、「あんしんプラス」は当社が家賃等の立替を行うサービスとなります。入居者（賃借人）が支払うべき家賃等について、入居者（賃借人）の家賃等を支払期日より前に当社が不動産管理会社（賃貸人を含む）へ立替を行い、家賃等債務の保証を実施するサービスであります。

入居者（賃借人）から保証契約時、保証契約更新時及び毎月の家賃等の引落時に、それぞれ初回保証料、更新保証料及び月額保証料を受領し、これらが当社の収益となります。フィー型のビジネスモデルであることから安定した収益基盤の構築が可能となっております。

また、当社は入居者（賃借人）から家賃等の支払を受けるため、入居者（賃貸人）の滞納賃料等の一部について未回収金が発生する場合があります。家賃等の未回収リスクをヘッジするためには、高い審査能力を保有している必要があります。当社は信用情報機関C I Cに加盟していることから申込者の支払能力を正確に把握し、当社独自の審査を行っております。

本サービスの概念図は、次のとおりであります。



(3) その他商品（滞納報告型商品）

入居者（賃借人）による家賃等の滞納が発生した場合に不動産管理会社（賃貸人を含む）より、滞納の報告（代位弁済の請求）を受け、滞納家賃等の代位弁済を行うサービスであります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社)					
アイフル株式会社	京都市下京区	143,401,974	ローン事業 信用保証事 業	(被所有) 42.89 (内、間接 2.39)	役員の兼任・・・1名

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. 支配力基準により親会社に該当しておりましたが、平成27年4月1日開催の臨時株主総会にて、社外取締役
が2名選任されたことにより、その他の関係会社に該当することとなりました。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
64 [18]	34.8	4.5	4,965

事業部門の名称	従業員数(名)
営業部門	30 [12]
審査部門	12 [5]
債権管理部門	8 [1]
全社(共通)	14
合計	64 [18]

(注) 1. 従業員数は正社員の他、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2. 従業員数欄の[外書]は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

3. 臨時従業員にはパートタイマー及び嘱託契約の従業員を含みます。

4. 平均勤続年数は、他社から当社への出向者を含まない正社員の年数であります。

5. 平均年間給与は、他社から当社への出向者を含まない正社員の賞与及び基準外賃金を含んでおります。

6. 最近1年間において従業員数が2名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

7. 平均勤続年数は、転籍異動した者の転籍元会社での勤続年数を通算しております。

8. 当社は、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第13期事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当事業年度の我が国経済は、政府主導による経済対策や日銀の金融緩和策による円安・株高を背景に、穏やかな回復基調の継続、有効求人倍率の上昇などの雇用環境の改善が進んでおります。また、平成26年12月に発表された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」により、今後は日本全体にアベノミクスの成果が波及することが期待されております。

賃貸住宅市場におきましては、新設住宅着工戸数が消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動の影響で前年比減少となる中で、平成26年度の貸家着工件数（貸家・アパート・賃貸マンション）は、3年連続の増加となりました（国土交通省：建築着工統計調査報告平成26年度計）。平成27年1月の相続税改正施行及び景気が回復する中での低金利の継続により、賃貸住宅建設の需要は引き続き堅調であると見込まれております。

家賃保証業界におきましては、家族関係の希薄化、高齢者や外国人等保証人の確保が困難な方々の増加を背景に、機関保証としての家賃保証ニーズは引き続き高まっております。

このような中、当社におきましては、商品の多様化、新規加盟店開拓の推進及び積極的な営業活動に取り組んできました。

具体的には、中四国の営業拠点として岡山支店、北陸の営業拠点として新潟支店、首都圏の営業強化として新たに千葉支店を開設し、より地域に密着した営業活動の強化を進め、平成26年4月には指定信用情報機関である株式会社シー・アイ・シー（略称：C I C）に加盟し、保証商品「あんしんプラス」の販売を開始しました。

また、営業及び管理体制の充実・強化を図るため、平成26年9月以降積極的な外部人材の採用を実施してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績につきましては、営業収益は1,781,961千円（前期比20.0%増）、営業利益は224,533千円（前期比22.6%減）、経常利益は259,775千円（前期比18.3%減）、税引前当期純利益は255,822千円（前期比19.5%減）、当期純利益は160,620千円（前期比26.5%減）となりました。

当社の事業セグメントは、家賃債務の保証事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当第1四半期累計期間における我が国経済は、政府主導による経済政策や日本銀行による金融緩和を背景に、大企業を中心とした企業収益が改善し、雇用環境が回復するのに伴い、個人消費は底堅い動きとなりました。

賃貸住宅市場におきましては、平成27年6月に新設住宅着工戸数が前年同月比で4ヶ月連続の増加（国土交通省総合政策局建設経済統計調査室発表：平成27年6月の住宅着工の動向について）となる中、貸家着工件数は2ヶ月連続の増加となりました。

このような事業環境のもと、当社は既存加盟店との取引拡大、新規加盟店開拓、商品の多様化に積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、営業収益は537,621千円、営業利益は55,245千円、経常利益は66,794千円、四半期純利益は39,966千円となりました。

なお、当社は家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第13期事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物は、883,704千円と前年同期と比べ39,691千円(△4.3%)の減少となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は8,387千円(前事業年度は173,602千円の収入)であります。この主な要因は税引前当期純利益255,822千円、営業未収入金の増加62,459千円及び求償債権の増加162,281千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は48,079千円(前事業年度は16,863千円の支出)となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出18,703千円及び敷金及び保証金の差入による支出20,243千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローはありません(前事業年度231,165千円の収入)。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 販売実績

第13期事業年度及び第14期第1四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第13期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比(%)	第14期第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
家賃債務の保証事業（千円）	1,781,961	20.0	537,621

(注) 1. 当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであります。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第12期事業年度		第13期事業年度		第14期第1四半期 累計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ライフカード株式会社	459,939	31.0	464,133	26.0	123,744	23.0

3. 営業収益は、非課税につき消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

(1) 収益の多様化

当社は商品の販売先を拡充すべくサービスを多様化させ、様々なニーズに応えられる商品ラインナップを構築しております。基本的な保証商品は初回保証料・更新保証料・月額保証料で構成されておりますが、様々なニーズに応えるため、月額保証料を徴収しないプランもあります。なお、これまで「ライフあんしんプラス」をメイン商品として推進してきたことから、当社の営業収益における「ライフあんしんプラス」の占める割合が98.1%（平成27年3月期）と大きくなっていますが、「ライフあんしんプラス」「あんしんプラス」など主に2つのこれらの商品を同時並行で運営することで収益の柱を多様化し、当社の収益力をより強化いたします。

(2) エリア浸透

当社は、これまで政令指定都市を中心に、賃貸住宅市場およびターゲットとなる賃貸住宅管理会社における当社の加盟店開拓状況等をふまえ、戦略的に有益と認められる地域に出店を行ってまいりました。今後も既に出店したエリアにおいてサービスの向上を図るとともに、賃貸住宅市場及び賃貸住宅管理会社に対する開拓状況に応じ、適時に出店を継続いたします。

(3) システム環境及び組織体制の再構築

当社のシステム環境は、現在、家賃債務の保証事業を行うことを中心に構成されております。「ライフあんしんプラス」と「あんしんプラス」その他の商品と一体的な管理が行えるよう、商品の管理機能を強化する必要があります。また、平成20年4月のシステムリリースより、約7年が経過しており、開発当時と比べ従業員数、取引先企業数、保証顧客数、取扱商品やプランなど様々な点で大きく成長した現在では、同時に接続クライアント数の増加、保有データの増加に耐え得るサーバの処理能力及びユーザーインターフェースの改善等求めるスペックも増大しており、今後、システム面の見直しを行い、無駄のない機能的な組織体制の構築を図る予定であります。

4 【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上あるいは当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項目以外の記載内容もあわせて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、当社株式への投資に関するすべての事業リスクを網羅するものではありません。

(1) 不動産市況の動向について

不動産賃貸市場における賃貸不動産の件数は堅調に増加傾向を示しておりますが、今後さらに高齢化が進み、主に転居を伴う経済活動を行う10代から40代の人口の絶対数が減少するなどの情勢の変化によっては、不動産賃貸市場が低迷することも考えられ、その場合には当社の事業継続に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 資金調達及び金利の動向について

当社取扱商品の中で「ライフあんしんプラス」は営業収益の9割以上を占める主力商品であります。「ライフあんしんプラス」では、ライフカード株式会社の資金を用いて家賃等の立替を行っていることから、現状は当社が独自に資金調達を行っておりません。よって、ライフカード株式会社との業務提携が何らかの事情により破棄された場合、ライフカード株式会社が負担していた自己資金部分の資金調達を当社が独自で行うあるいは別の提携先を確保する必要があります。また、「あんしんプラス」においては、当社の自己資金を用いたビジネスモデルとなっているため金利負担を考慮しておりませんが、今後事業規模が拡大した場合において、資金を調達して事業を継続する場合、現行の価格設定を見直すことにより競争力が低下する可能性があります。また、価格を据え置いた場合、コストの値上がりによる収益の減少が懸念されます。これらの場合、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 季節変動について

当社の営業収益は保証契約時に受領する初回保証料、保証契約更新時に受領する更新保証料、毎月の家賃等の引落時に受領する月額保証料があります。このうち初回保証料と更新保証料については、転勤・入学・卒業のシーズンで不動産賃貸借契約が多く締結される2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加するため、その他の月に比べ増加する傾向にあります。当社の各四半期の営業収益の割合は累計ベースで、第2四半期が約46%、第3四半期が約70%となります（平成27年3月期における営業収益総額を100%とし、第1四半期は四半期決算を行っていないことから記載しておりません）。当社の保証契約の申込の増加が見込まれる2月から4月にかけて当社の保証契約の申込が増加しない場合、初回保証料や更新保証料の増加が見込めず、当社が予測する業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社は、家賃等を賃借人の支払期日よりも前に立替払いするビジネスモデルを提供しております。また、家賃債務の保証事業としてCICに加盟し、CICが保有する引用情報（クレジット情報）を活用したスコアリングと顧客属性を基にした定量・定性的な与信機能を設けていることから、競合他社と比べ優位性があります。今後、資本力のある銀行やクレジットカード事業者が当社と同様のビジネスモデルを構築する場合、当社と競合する可能性があります。当社としては、不動産賃貸業界の大手団体や大手フランチャイズ・チェーンなどの団体を含む、先行者利得を最大限確保するように努めますが、環境の変化により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 多額の偶発債務の発生可能性について

家賃債務の保証事業は、入居者（賃借人）の家賃債務に関する連帯保証を入居者（賃借人）の委託をもとに引き受けける事業であり、入居者（賃借人）による家賃等の滞納があれば当社がクレジットカード事業者（ライフカード株式会社）や不動産管理会社（賃貸人を含む）に対して代位弁済を行う必要があります。このような偶発債務が、経済環境の予想し難い激変等何らかの理由により上昇するような場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 求償債権の回収不能リスクについて

当社の家賃債務の保証事業における保証商品においては、当社が入居者（賃借人）の家賃等債務に対する連帯保証人となっております。当社又はクレジットカード事業者が不動産管理会社（賃貸人を含む）に行った家賃等の立替について入居者（賃借人）の家賃等の支払に遅延・滞納が起きた場合に、当社がクレジットカード事業者や不動産管理会社（賃貸人を含む）に代位弁済を行います。これにより、当社は保証契約に基づく求償債権又は保証委託契約に基づく求償債権を取得することになりますが、これら債権を全額回収できるとは限らず、入居者（賃借人）の滞納家賃等の一部について未回収金が発生する場合があります。

当社は、このリスクに対して適切な与信を実施することと、過去実績の分析から適切と想定される保証料金体系を設定することで、未回収リスクを最大限ヘッジしております。しかしながら、実際の貸倒損失が当社が予測する範囲を上回った場合、現時点の貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、当社が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当社は追加の貸倒引当金の計上を必要とする可能性があり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 個人情報保護について

当社における家賃債務の保証事業は、多数の個人情報を扱っております。当社としては、個人情報へのアクセス権限の設定や、外部記憶媒体の利用制限等の徹底管理など、内部の情報管理体制の徹底により個人情報の保護に注力しておりますが、不測の事態により個人情報が流出した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 重要な提携先について

「ライフあんしんプラス」商品において、業務スキームの重要な部分である賃料等の立替機能及び未回収金の初期回収をライフカード株式会社へ委託しております。ライフカード株式会社との契約は、平成20年12月19日より家賃保証商品の取扱にかかる業務提携契約及び包括債務保証契約を締結しております。契約期間は満1カ年とし、別段の意思表示をしない場合は同一条件にて自動更新されるものとしております。双方次のいずれかに該当した場合、契約解除事由と定めております。①債務不履行で相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお債務不履行その他の違反が是正されない場合、②差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申し立て、もしくは滞納処分を受け、本契約の義務履行に重大な悪影響を及ぼす場合、③手形・小切手が不渡りになった場合、④支払停止、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、清算もしくは特別清算開始の申し立てがあった場合、⑤いずれかの会社が消滅会社となる合併、解散もしくは営業の全部を第三者に譲渡した場合としております。また、「あんしんプラス」商品において、賃借人に対する与信機能をC I Cへ加盟することで強化しております。クレジットカード事業者や信用情報機関との提携は当社の事業を継続する上で必要不可欠な提携であり、通常想定し難い事情等により提携が解消となった場合、当社の事業継続に影響を与える可能性があります。

なお、ライフカード株式会社と当社との取引は以下のとおりです。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ライフカード ㈱	東京都 港区	100,000	信販事業 信用保証事業	—	業務提携契約 債務の保証 役員の兼任	業務の提携 (注) 1	464,133	—	—
							包括債務保 証契約 (注) 2	521,458	—	—
							—	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社との包括債務保証契約は、賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、再保証を行っております。

なお、包括債務保証契約に基づきライフカード株式会社に行った代位弁済金額は294,540千円であります。

(9) 人材の獲得について

専門的な知識と整備された組織に基づく競争力のあるサービスを提供していくためには、優秀な人材確保及びその育成が不可欠となります。今後の長期的な組織基盤の更なる充実に向け、優秀な人材の採用及び教育を行っていく方針であります。しかしながら、当社が求める人材を十分に確保できない場合等においては、当社の事業推進に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 賃借人等との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、滞納家賃等の返済ができないにもかかわらず、対象物件の明渡意思がない若しくは金銭的な面から明渡不可能な賃借人等の対応として、月額賃料等に係る保証債務の発生に関する解決（退去）が困難な場合、これらの解決を図るため、明渡訴訟を提起することもあり、当該訴訟費用も保証範囲となります。この訴訟の件数の増加、必要となる費用の内容若しくは訴訟結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 不動産管理会社（賃貸人を含む）との間で起こりうる訴訟について

家賃債務の保証事業においては、当社が保証を受託した原契約である賃貸借契約の対象不動産の使用などを巡って、賃貸人が賃借人に対して訴訟を提起する場合があります。この場合、連帯保証人である当社も、保証範囲の債務履行請求訴訟においては、賃借人と同列の立場として被告となる可能性があることから、当該訴訟の件数、内容若しくは結果によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法的規制について

現段階では家賃債務の保証を営む事業者に対する直接的な法規制はありませんが、今後不動産賃貸業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が新たに設けられた場合には、当社の事業に影響を与える可能性があります。

(13) 当社代表取締役について

当社代表取締役である雨坂甲は、当社の重要な事業推進者の一人であり、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっています。

当社では今後、同氏に過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めていきたいと考えております。しかしながら、何らかの理由で同氏の業務執行が困難となった場合、当社の業績及び今後の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 当社と特定の取引先について

重要取引先であるアパマンショップグループ（株式会社アパマンショップホールディングスを持株会社とする株式会社アパマンショッピングリーシング及び株式会社アパマンショップサブリース等の企業集団、以下同グループと省略）との取引は、当社の営業収益の増減に対して相当の影響を与える可能性があります。同グループとの取引は当社との加盟店契約に基づく家賃債務保証取引となります。当社の営業収益におけるアパマンショップグループの占める割合は13.9%（平成27年3月期）を占めています。また、同グループは不動産賃貸業界最大のフランチャイズマスターであり、当社加盟店には「アパマンショップ」ブランドのフランチャイズが多く、フランチャイジー企業に対して当社の利用を呼び掛けて頂くなど、当社に対する同グループの影響は高くなっています。

同グループと当社の関係は良好でありますが、今後取引の継続が困難になった場合、当社の業績及び今後の事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

その他の経営上の重要な契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
ライフカード株式会社 (注) 1	日本	家賃保証商品	平成20年 12月19日	1年ごとの自動更新	家賃保証商品の取扱いに 関わる業務提携契約及び 包括債務保証契約。
株式会社シー・アイ・ シー(注) 2	日本	—	平成26年 4月21日	1年ごとの自動更新	C I C 加盟に関する契 約。
株式会社賃貸管理ビジ ネスネットワーク	日本	—	平成23年 10月1日	1年ごとの自動更新	営業協力活動の提供。

(注) 1. ライフカード株式会社とは主に家賃保証商品を提供するための業務提携契約と賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対する再保証を行う包括債務保証契約を締結しております。

2. 加盟金及び利用料金を支払っております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。財務諸表の作成に当たり、資産・負債の残高及び収益・費用の金額に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績や現在の状況並びに現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りを採用しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況」中、「1 (1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

第13期事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

営業収益は、商品の多様化や新規加盟店開拓の推進など、積極的な営業活動により保証債務残高及び新規保証実行件数が順調に増加した結果、1,781,961千円(前期比20.0%増)となりました。

営業費用は、1,557,427千円(前期比30.3%増)となりました。営業活動により加盟店へ支払う集金代行手数料が増加したため支払手数料が96,040千円増加(前期比23.1%増)したことや求償債権が増加し貸倒引当金を積み増したため貸倒引当金繰入が52,574千円増加(前期比38.6%増)したこと等によります。その結果、営業利益は224,533千円(前期比22.6%減)となりました。

営業外収益は、債権管理部門の人員の増加により受取遅延損害金11,190千円増加(前期比58.3%増)したため、合計で35,241千円(前期比23.6%増)となりました。その結果、経常利益は259,775千円(前期比18.3%減)となりました。

税引前当期純利益は255,822千円(前期比19.5%減)となり、法人税、住民税及び事業税104,246千円(前期比23.6%減)、法人税等調整額△9,045千円(前期比75.7%減)を計上した結果、当期純利益は160,620千円(前期比26.5%減)となりました。

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

営業収益は、商品の多様化や新規加盟店開拓の推進など、積極的な営業活動を引き続き行ったことにより保証債務残高及び新規保証実行件数が順調に増加した結果、537,621千円となりました。

営業費用は、積極的な営業活動の結果に伴い482,376千円となりました。その結果、営業利益は55,245千円となりました。

営業外収益は、合計で11,549千円となりました。その結果、経常利益は66,794千円となりました。

税引前四半期純利益は66,794千円となり、法人税、住民税及び事業税30,844千円、法人税等調整額△4,015千円を計上した結果、四半期純利益は39,966千円となりました。当社は、第13期第1四半期累計期間について四半期財務諸表を作成していないため、第13期第1四半期累計期間に係る前年同期比について記載しておりません。

(3) 財政状態の分析

第13期事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(資産)

流動資産は、前事業年度(以下「前期」という)末比155,059千円(11.0%)増加の1,566,031千円となりました。

これは、ライフカード株式会社への代位弁済が増加したため、求償債権が162,281千円増加したこと等によります。

固定資産は、前期末比22,872千円(30.9%)増加の96,923千円となりました。これは、本社移転の入居に伴う敷金が18,456千円増加したこと等によります。

(負債)

流動負債・固定負債は、前期末比17,311千円(4.8%)増加の381,009千円となりました。これは、営業活動により加盟店へ支払う集金代行手数料が増加したため営業未払金が24,901千円増加したこと等によります。

(純資産)

純資産合計は、前期末比160,620千円(14.3%)増加の1,281,944千円となりました。これは当期純利益160,620千円計上したこと等によります。

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

(資産)

流動資産は、前事業年度(以下「前期」という)末比8,127千円(0.5%)増加の1,574,158千円となりました。これは、貸倒引当金が8,543千円減少したこと等によります。

固定資産は、前期末比2,642千円(2.7%)減少の94,280千円となりました。これは、減価償却を計上したこと等によります。

(負債)

流動負債・固定負債は、前期末比34,481千円(9.1%)減少の346,528千円となりました。これは営業未払金が42,052千円減少したこと等によります。

(純資産)

純資産合計は、前期末比39,966千円(3.1%)増加の1,321,910千円となりました。これは四半期純利益39,966千円計上したこと等によります。

(4) キャッシュ・フローの状況

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業内容、事業運営体制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社を取り巻く経営環境につきましては、長期的には少子高齢化に伴う人口の減少という課題はあるものの、足元の状況では世帯数の増加、とりわけ保証人が要求されやすい単身世帯の増加は顕著に表れております。加えて、平成27年3月31日、時代の変化に合わせて消費者保護を目的として、連帯保証人の極度額設定の義務化等債権法の民法改正案が閣議決定され国会に提出されました。今後、民法改正案が成立し連帯保証人の極度額設定が義務化された場合、連帯保証人が負担する可能性のある金額を事前に明確化する必要が出てきますが、家賃債務は債務者が滞納しても居住が継続されるかぎり債務額は増加し続けることから、連帯保証人の付帯は困難になることが想定されます。この場合、人的保証から機関保証への移行が加速されることが予想され、業界及び当社に対する社会的ニ

ーズは高まり、今後市場は拡大するものと見ております。

このような環境下、当社は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、様々な施策に取り組み、収益拡大を図るとともに、より一層社会に貢献してまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

連帶保証人に代わる機関保証を提供する当社の社会的役割と責任は、家族関係の希薄化、高齢者や外国人等連帶保証人の確保が困難な方々の増加を背景に、今後ますます高まってくるものと考えられます。当社の経営陣は、商品の管理機能等をより強化する次世代システムへの投資、現在の主力商品以外の商品及び販売チャネルの多様化、資本力と信用力の向上を図り、パブリックカンパニーに相応しい内部管理体制の強化など、更なるコンプライアンス体制の構築に努め、社会貢献を前提として企業価値を最大限に高めるべく努めてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第13期事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当事業年度の設備投資の総額は28,515千円となりました。その主な内訳は、本社移転に伴う造作費用15,338千円、業務効率化及びデータ分析・管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用9,812千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等はありません。

第14期第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当第1四半期累計期間の設備投資の総額は1,150千円となりました。その主な内訳は、業務効率化及びデータ分析・管理機能の強化に向けた基幹システムの機能追加費用1,150千円であります。なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除去、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

なお、当社は家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都中央区)	本社機能	12,345	33,800	700	46,847	12
カスタマーセンター・ 債権管理部 (大阪市北区)	営業事務・ 債権管理等	1,826	—	744	2,571	28
東京支店 (東京都中央区) 他9ヶ所	営業店業務等	1,450	—	1,586	3,037	35

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等を含んでおります。

3. その他のうち工具、器具及び備品は2,891千円であります。

4. 本社事務所は賃借しており、本社事務所は平成26年10月に移転したため、年間賃借料は19,885千円を想定しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完成予定期	完成後の増加能力
		総額(千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都中央区)	営業系基幹 システムの更改	200,000	—	増資資金及 び自己資金	平成27年 11月	平成28年 4月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含んでおります。

2. 完成後の増加能力については計数把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社は家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,032,000
計	7,032,000

(注) 平成27年5月15日開催の取締役会決議により、平成27年6月19日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は6,932,000株増加し、7,032,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,758,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	1,758,000	—	—

(注) 平成27年5月15日開催の取締役会決議より、平成27年6月19日付で普通株式1株を100株とする株式分割をしております。これにより、発行済株式総数は1,740,420株増加し、1,758,000株となっております。また、同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成18年5月2日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日現在)
新株予約権の数(個)	94 (注) 1. 2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94 (注) 1. 2	9,400 (注) 1. 2. 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 2. 3	500 (注) 2. 3. 4
新株予約権の行使期間	平成20年5月17日～ 平成28年5月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 (注) 3 資本組入額 25,000 (注) 3	発行価格 500 (注) 3. 4 資本組入額 250 (注) 3. 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、または顧問の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合で、取締役会が書面で認めた場合についてはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権発行要領」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、50,000円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{1\text{株当たり払込額}}{\text{新規発行株式数又は処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済普通株式数(但し、会社の保有する自己株式数を除く。)とする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

4. 当社は、平成27年5月15日開催の取締役会決議に基づき、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年8月10日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年9月30日現在)
新株予約権の数(個)	900 (注) 1. 2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	900 (注) 1. 2	90,000 (注) 1. 2. 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000 (注) 2. 3	500 (注) 2. 3. 4
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日～ 平成29年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 (注) 3 資本組入額 25,000 (注) 3	発行価格 500 (注) 3. 4 資本組入額250 (注) 3. 4
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、または顧問の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由のある場合で、取締役会が書面で認めた場合についてはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権発行要領」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額は、50,000円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本新株予約権1個当たりの目的となる株式数にその時点における行使価額を乗じた額とする。
3. 新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \frac{1\text{株当たり払込額}}{\text{既発行株式数又は処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済普通株式数(但し、会社の保有する自己株式数を除く。)とする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

4. 当社は、平成27年5月15日開催の当社取締役会に基づき、平成27年6月19日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成26年3月31日 (注1)	4,640	17,580	116,000	562,000	116,000	317,000
平成27年6月19日 (注2)	1,740,420	1,758,000	—	562,000	—	317,000

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加と新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。
2. 平成27年6月19日付で、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成27年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	19	—	—	71	90	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	9,023	—	—	8,557	17,580	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	51.3	—	—	48.7	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,758,000	17,580	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,758,000	—	—
総株主の議決権	—	17,580	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成18年5月2日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年5月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成19年8月10日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
株式の数	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況 新株予約権」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主還元や株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

当社の剩余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第13期事業年度の剩余金の配当は行っておりません。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	—	雨 坂 甲	昭和33年12月19日	昭和54年4月 昭和59年5月 平成14年12月 平成17年12月 平成26年7月	金澤英株式会社入社 システムクリエイト株式会社代表 取締役 当社取締役 当社代表取締役社長(現) システムクリエイト株式会社代表 取締役辞任	(注) 3	351,700
専務取締役	営業本部長	森 脇 敏 和	昭和28年8月11日	昭和52年4月 平成12年7月 平成14年4月 平成17年10月 平成19年10月 平成20年6月 平成21年6月 平成24年6月 平成27年4月	株式会社日本不動産銀行 (現 株式会社あおぞら銀行)入行 株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社あおぞら銀行)渋谷支店長 株式会社あおぞら銀行本店営業第六部長 ニーシティ・モーゲージ株式会社 営業部長 アストライ債権回収株式会社取締 役営業副本部長兼営業部担当 同社常務取締役経営管理部担当 同社代表取締役社長 アイフル株式会社取締役常務執行 役員財務部担当 当社専務取締役営業本部長(現)	(注) 3	—
取締役	管理本部長	中 西 光 明	昭和30年11月3日	昭和54年4月 昭和62年12月 平成9年5月 平成17年6月 平成20年6月 平成24年6月 平成26年6月	住友生命保険相互会社入社 国際証券株式会社 (現 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社)入社 同社名古屋公開引受部長 ニュー・フロントディア・パートナ ーズ株式会社入社 投資部長 同社執行役員 当社管理本部長(現) 当社取締役(現)	(注) 3	—
取締役	総合与信 部長	西 田 忠 広	昭和47年8月21日	平成5年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成22年1月 平成23年7月 平成26年4月 平成27年4月	アイフル株式会社入社 同社中部営業部長 同社近畿営業部長 同社担保管理部長 同社カウンセリングセンター西日 本センター部長 ライフカード株式会社出向 業務センター部長 同社カスタマーセンター部長 当社取締役総合与信部長(現)	(注) 3	—
取締役 (非常勤)	—	佐 藤 正 之	昭和32年9月9日	昭和57年8月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成26年6月	アイフル株式会社入社 同社取締役常務執行役員 当社取締役(現) アイフル株式会社取締役専務執行 役員 ライフカード株式会社取締役執行 役員(現) アイフル株式会社代表取締役専務 執行役員(現)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役（監査等委員）	一	谷 村 豊	昭和31年6月29日	昭和55年3月 平成10年4月 平成14年12月 平成26年6月 平成27年6月	株式会社マルフク入社 同社財務部長兼経理部長 当社取締役 当社監査役 当社取締役（監査等委員）（現）	(注) 4	16,000
取締役（監査等委員）	一	佐賀野 雅 行	昭和39年4月23日	昭和62年4月 平成7年10月 平成10年9月 平成12年5月 平成13年8月 平成14年8月 平成16年7月 平成16年8月 平成24年6月 平成25年6月 平成27年4月 平成27年6月	キンキホーム株式会社入社 キンキ住宅サービスサンエス商事 株式会社取締役 キンキ住宅サービスサンエス商事 株式会社代表取締役（現） 有限会社ミヤビエムエスコーポレーション取締役 有限会社ミヤビエムエスコーポレーション（現 株式会社ミヤビエムエスコーポレーション）代表取締役（現） 有限会社ミヤビエンタープライズ (現 株式会社ミヤビエンタープライズ) 代表取締役 有限会社ミヤビグルーブ（現 株式会社ミヤビグルーブ）代表取締役（現） 有限会社ミヤビエンタープライズ (現 株式会社ミヤビエンタープライズ) 取締役（現） 全国賃貸管理ビジネス協会理事 全国賃貸管理ビジネス協会専務理事（現） 当社社外取締役 当社社外取締役（監査等委員）（現）	(注) 4	3,000
取締役（監査等委員）	一	村 上 寛	昭和44年10月11日	平成4年4月 平成8年10月 平成14年8月 平成15年8月 平成27年6月	東レ株式会社入社 阿部・井窪・片山法律事務所入所 第一東京弁護士会所属 Pillsbury Winthrop (New York) (現 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP ピルズベリーウィンストップショウピットマン総合法律事務所) 弁護士法人大江橋法律事務所東京事務所（現） 当社社外取締役（監査等委員）（現）	(注) 4	—
計							370,700

- (注) 1. 平成27年6月18日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 佐賀野 雅行氏、村上 寛氏は、社外取締役であります。
3. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、平成27年6月18日の定時株主総会より、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査等委員である取締役の任期は、平成27年6月18日の定時株主総会より、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
5. 監査等委員のうち、谷村 豊氏は、常勤監査等委員であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

1. 基本的な考え方

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念に基づき、お客様はもちろん株主や投資家の皆様など全てのステークホルダーとの信頼関係を築くために経営上の組織体制等を整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2. コーポレート・ガバナンスの体制

① 企業統治の体制

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成27年6月18日開催の第13期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、内部監査部門であるコンプライアンス室を設置しております。そして監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役を登用しております。このような社外役員による経営への牽制機能の強化や、上記機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております（うち5名以内を監査等委員である取締役とする旨を定款に定めております）。

イ. 取締役会及び取締役

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び監査等委員である取締役3名の合計8名（本書提出日現在）で構成され、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要な事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 経営会議

全ての取締役で構成され、取締役会に付議する予定の事項のほか取締役会で決議された方針に基づく課題及び戦略等について情報連携並びに相互牽制を図り、意思決定・業務執行に齟齬が生じないように努めています。

ハ. リスク管理委員会

取締役会の直属機関として、リスク管理委員会を設置しております。全取締役にて構成され、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスク把握を行うとともにリスク管理体制の不断の見直し・取締役会への報告等を行っております。原則として半期毎の開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。

ニ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役

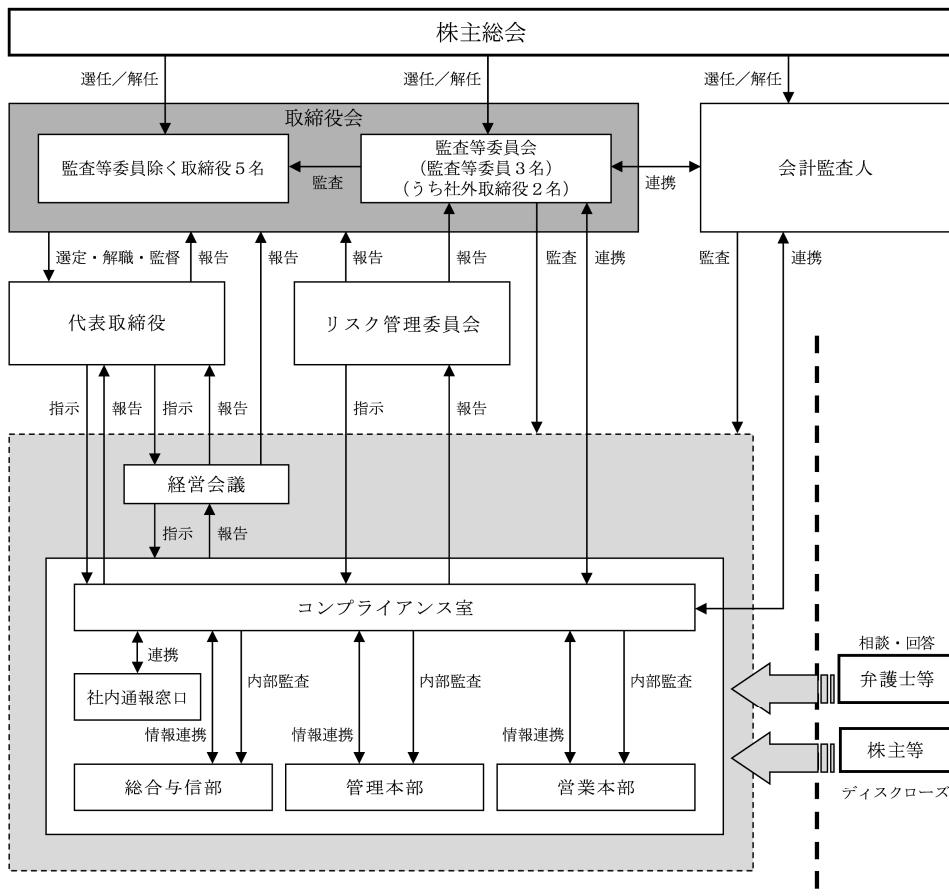
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と社外取締役である監査等委員2名との3名で構成されています。また、常勤監査等委員である谷村 豊氏を議長と定めております。

取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査部門及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めています。

ホ. 会計監査人

当社は、優成監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

当社における業務執行、経営監視、内部統制及びリスク管理体制の整備の状況(本書提出日現在)は次の図のとおりであります。



② 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的としています。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

- ・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
 - ・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。

- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合は直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。
- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。

e 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用者を定め、当該使用者に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用者はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。
- ・監査等委員会を補助する使用者の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

f 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用者の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議に監査等委員が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用者が適切に対応できる体制を整える。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用者が監査等委員会に報告した場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。

g その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。

- ・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

③ 内部監査及び監査等委員会監査

イ. 内部監査

当社の業務上の不正、誤謬の未然防止、経営効率の増進に資することを目的として、コンプライアンス室（1名）を設置しており、当社の各部門等に定期的な内部監査等を実施することにより、業務の適正化・リスク把握に努めています。

ロ. 監査等委員会監査

監査等委員である取締役は、監査方針、監査計画に基づき、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席、取締役等から受領した報告内容の検証、各部門等の実地調査などを行い、内部統制システムの整備等の取締役の職務執行を監査しております。

ハ. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互提携

内部監査を実施するコンプライアンス室と監査等委員である取締役は、会合を適宜実施し、監査計画や監査実施状況及び監査結果等について報告を行い、定例会議以外でも、課題やリスク及び改善等の状況について相互に綿密な連携を図り、管理体制と現場への浸透度の状況把握に努めています。また、コンプライアンス室及び監査等委員である取締役は、会計監査人である優成監査法人とも定期的に意見交換を実施しており、監査計画や監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の監査を含む監査結果等について、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めています。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めています。また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めています。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めています。

提出日現在取締役及び会計監査人との間に責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 監査等委員である社外取締役

当社は社外取締役として、佐賀野雅行氏及び村上寛氏の2名を選任しており、当社の意思決定に対して、幅広い視野をもった第三者の立場から適時適切な意見を受けております。

監査等委員である社外取締役の佐賀野雅行氏は、企業経営者として幅広い経験と高い見識を有することから当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏は当社の株式を3,000株所有し、当社取引先である株式会社ミヤビグループの代表取締役を務めておりますが、同社と当社との取引条件は他の取引先と同様であり、取引金額も軽微であることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。同氏との間には、人的関係、その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役の村上寛氏は、弁護士として企業法務に精通していることから、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員、コンプライアンス室および会計監査人が定期的に行っている三様監査の内容を監査等委員会にて報告を受け、必要に応じて意見交換を実施するなど、会計監査、内部統制並びに内部監査との相互連携を図っております。

⑥ 役員の報酬等

第13期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は以下のとおりであります。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(社外取締役除く)	44,964	44,964	—	—	—	5
監査役(社外監査役除く)	7,028	7,028	—	—	—	1

(注) 平成27年3月末在籍人員は、取締役6名、監査役2名であります。社外取締役及び社外監査役に対する報酬等はありません。

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により、監査等委員ではない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬限度額を決定しております。監査等委員ではない各取締役及び監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員ではない取締役については取締役会の決議に基づき社長が決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会が決定しております。

⑦ 株式の保有状況

イ. 純投資目的以外の目的の投資株式

該当事項はありません。

ロ. 純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

⑧ 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を優成監査法人に委嘱しております。当社は監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法に基づく監査について、監査契約を締結し当該契約に基づき報酬を支払っております。

なお、当期において業務を執行した公認会計士の氏名並びに監査業務に係る補助者の構成は、次のとおりであります。

イ. 業務を執行した公認会計士の氏名

優成監査法人 業務執行社員：本間洋一氏、宮崎哲氏

ロ. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名、その他 4名

なお、当社と会計監査人である監査法人及びその業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。

⑨ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当

当社は、中間配当について、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ハ. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、その議決権は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,775	—	11,826	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)及び当事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)の四半期財務諸表について、優成監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応できる体制を整備するため、研修会への参加及び財務・会計の専門書の購読を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	923, 396	883, 704
営業未収入金	248, 349	310, 809
求償債権	363, 391	525, 673
前払費用	8, 486	10, 366
繰延税金資産	32, 465	40, 721
その他	3, 256	9, 664
貸倒引当金	△168, 375	△214, 908
流動資産合計	1, 410, 971	1, 566, 031
固定資産		
有形固定資産		
建物	3, 570	19, 655
減価償却累計額	△609	△4, 032
建物（純額）	2, 961	15, 622
車両運搬具	6, 525	6, 489
減価償却累計額	△1, 831	△6, 489
車両運搬具（純額）	4, 694	0
工具、器具及び備品	21, 954	8, 891
減価償却累計額	△14, 171	△5, 999
工具、器具及び備品（純額）	7, 782	2, 891
有形固定資産合計	15, 438	18, 514
無形固定資産		
ソフトウェア	37, 361	33, 800
その他	140	140
無形固定資産合計	37, 501	33, 940
投資その他の資産		
出資金	10	10
長期前払費用	549	4, 668
繰延税金資産	4, 787	5, 577
その他	15, 763	34, 211
投資その他の資産合計	21, 110	44, 467
固定資産合計	74, 050	96, 923
資産合計	1, 485, 021	1, 662, 954

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	93,181	118,082
未払金	25,878	39,134
未払費用	6,127	16,186
未払法人税等	109,988	42,618
預り金	3,123	2,410
前受収益	57,794	90,000
賞与引当金	8,597	16,114
保証履行引当金	※1 33,110	※1 35,368
その他	1,661	1,939
流動負債合計	339,464	361,855
固定負債		
退職給付引当金	3,941	—
その他	20,292	19,154
固定負債合計	24,233	19,154
負債合計	363,697	381,009
純資産の部		
株主資本		
資本金	562,000	562,000
資本剰余金		
資本準備金	317,000	317,000
資本剰余金合計	317,000	317,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	242,323	402,944
利益剰余金合計	242,323	402,944
株主資本合計	1,121,323	1,281,944
純資産合計	1,121,323	1,281,944
負債純資産合計	1,485,021	1,662,954

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成27年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	975, 467
営業未収入金	208, 689
求償債権	528, 305
前払費用	11, 011
繰延税金資産	43, 452
その他	13, 595
貸倒引当金	△206, 364
流動資産合計	1, 574, 158
固定資産	
有形固定資産	16, 904
無形固定資産	31, 567
投資その他の資産	45, 808
固定資産合計	94, 280
資産合計	1, 668, 439
負債の部	
流動負債	
営業未払金	76, 030
未払金	24, 531
未払費用	15, 816
未払法人税等	33, 128
預り金	9, 587
前受収益	100, 872
賞与引当金	20, 268
保証履行引当金	※1 37, 684
その他	4, 482
流動負債合計	322, 401
固定負債	
その他	24, 126
固定負債合計	24, 126
負債合計	346, 528
純資産の部	
株主資本	
資本金	562, 000
資本剰余金	317, 000
利益剰余金	442, 910
株主資本合計	1, 321, 910
純資産合計	1, 321, 910
負債純資産合計	1, 668, 439

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益	1,485,490	1,781,961
営業費用	※1 1,195,346	※1 1,557,427
営業利益	290,143	224,533
営業外収益		
受取利息	316	412
受取遅延損害金	19,177	30,367
償却債権取立益	8,253	3,080
その他	772	1,381
営業外収益合計	28,520	35,241
営業外費用		
株式交付費	834	-
その他	6	-
営業外費用合計	841	-
経常利益	317,823	259,775
特別損失		
固定資産除却損	-	※2 3,952
特別損失合計	-	3,952
税引前当期純利益	317,823	255,822
法人税、住民税及び事業税	136,411	104,246
法人税等調整額	△37,253	△9,045
法人税等合計	99,157	95,201
当期純利益	218,665	160,620

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	
営業収益	537,621
営業費用	482,376
営業利益	55,245
営業外収益	
受取利息	49
受取遅延損害金	10,244
償却債権取立益	1,252
その他	1
営業外収益合計	11,549
経常利益	66,794
税引前四半期純利益	66,794
法人税、住民税及び事業税	30,844
法人税等調整額	△4,015
法人税等合計	26,828
四半期純利益	39,966

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本		
	資本剰余金		
	資本準備金	資本剰余金合計	
当期首残高	446,000	201,000	201,000
当期変動額			
新株の発行	116,000	116,000	116,000
当期純利益			
当期変動額合計	116,000	116,000	116,000
当期末残高	562,000	317,000	317,000

その他利益剰余金	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計		
	新株の発行	利益剰余金合計			
	当期純利益	218,665	218,665	218,665	
当期首残高	23,658	23,658	670,658	670,658	
当期変動額					
新株の発行			232,000	232,000	
当期純利益	218,665	218,665	218,665	218,665	
当期変動額合計	218,665	218,665	450,665	450,665	
当期末残高	242,323	242,323	1,121,323	1,121,323	

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本		
	資本剩余金		
	資本準備金	資本剩余金合計	
当期首残高	562,000	317,000	317,000
当期変動額			
当期純利益			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	562,000	317,000	317,000

当期首残高	株主資本		株主資本合計	純資産合計		
	利益剩余金					
	その他利益剩余金	利益剩余金合計				
	繰越利益剩余金					
当期首残高	242,323	242,323	1,121,323	1,121,323		
当期変動額						
当期純利益	160,620	160,620	160,620	160,620		
当期変動額合計	160,620	160,620	160,620	160,620		
当期末残高	402,944	402,944	1,281,944	1,281,944		

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	317,823	255,822
減価償却費	19,120	25,047
固定資産除却損	—	3,952
株式交付費	834	—
貸倒引当金の増減額（△は減少）	22,800	46,533
保証履行引当金の増減額（△は減少）	4,086	2,257
賞与引当金の増減額（△は減少）	△201	7,517
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,102	△3,941
受取利息	△316	△412
営業未収入金の増減額（△は増加）	△99,687	△62,459
求償債権の増減額（△は増加）	△68,338	△162,281
前払費用の増減額（△は増加）	△3,968	△1,879
長期前払費用の増減額（△は増加）	△380	△4,119
営業未払金の増減額（△は減少）	32,551	24,901
未払金の増減額（△は減少）	2,976	13,256
前受収益の増減額（△は減少）	17,586	32,206
その他の資産の増減額（△は増加）	△1,637	△5,285
その他の負債の増減額（△は減少）	△1,316	7,872
小計	243,037	178,986
利息の受取額	316	405
法人税等の支払額	△69,751	△171,004
営業活動によるキャッシュ・フロー	173,602	8,387
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,246	△18,703
無形固定資産の取得による支出	△7,752	△9,812
その他	△1,865	△19,563
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,863	△48,079
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	231,165	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	231,165	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	387,904	△39,691
現金及び現金同等物の期首残高	535,491	923,396
現金及び現金同等物の期末残高	※1 923,396	※1 883,704

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 8年～18年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

2 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料に区分されております。

初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

主要な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 5年～18年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

定額法(自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法)によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、入金状況等を勘案して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 保証履行引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の家賃保証の履行損失率を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3 収益の計上基準

当社の家賃保証にかかる保証料収入は、初回保証料・更新保証料と月額保証料に区分されております。

初回保証料・更新保証料は、実現主義の原則に従って契約時に収益計上しております。月額保証料は保証期間にわたって毎月次での収益計上を行っております。ただし、月額保証料が保証業務の提供にかかる直接コストを下回る契約については初回保証料・更新保証料を保証期間にわたって繰り延べる会計処理を適用しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

当社は免税事業者であるため税込方式によっております。

(貸借対照表関係)
偶発債務

※1 保証債務残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
債務保証額(月額)	(注) 1 6,183,182千円	7,603,132千円
再保証額	(注) 2 396,231千円	521,458千円
保証履行引当金	△33,110千円	△35,368千円
差引額	6,546,304千円	8,089,223千円

(注) 1 賃借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

2 賃借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、ライフカード株式会社に再保証を行っております。

※2 当社は、関係会社に金銭消費貸借基本契約及び融資枠契約を締結しており、貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
金銭消費貸借基本契約及び融資枠契約の総額	500,000千円	500,000千円
貸出実行残高	—	—
差引	500,000千円	500,000千円

上記金銭消費貸借基本契約及び融資枠契約の内容はアイフル株式会社へ5億円を上限とするコミットメント契約でありますが、契約期間中融資が実行されたことはありません。これらの契約は平成27年3月31日の経過をもって契約期間が満了し、本書提出日現在では契約関係にありません。

(損益計算書関係)

※1 営業費用のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 平成25年 4月 1日 平成26年 3月 31日)	当事業年度 (自 至 平成26年 4月 1日 平成27年 3月 31日)
支払手数料	415,392千円	511,432千円
貸倒引当金繰入	136,376千円	188,951千円
保証履行引当金繰入	4,086千円	2,257千円
給与手当	73,867千円	109,762千円
出向負担金	212,133千円	235,138千円
賞与引当金繰入	8,597千円	16,114千円
退職給付費用	1,345千円	991千円
減価償却費	19,120千円	25,047千円

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 平成25年 4月 1日 平成26年 3月 31日)	当事業年度 (自 至 平成26年 4月 1日 平成27年 3月 31日)
建物	—	327千円
車両運搬具	—	144千円
工具、器具及び備品	—	3,480千円
計	—	3,952千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12,940株	4,640株	—	17,580株

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使) 1,540株

ストック・オプションの権利行使による増加 3,100株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第2回新株予約権	普通株式	1,540	—	1,540	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		1,540	—	1,540	—	—

(注)当社は未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	17,580株	—	—	17,580株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注)当社は未公開企業であり、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金	923,396千円	883,704千円
現金及び現金同等物	923,396千円	883,704千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務の保証事業を行っております。この事業を行うため、賃借人より受領した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として現金及び預金、賃借人から保証料として受領した当社加盟店に対する営業未収入金及び保証債務の履行請求により取得する求償債権であります。

営業未収入金及び求償債権は、賃借人の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

営業未払金は、当社加盟店に対する集金代行手数料による債務であり、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、家賃債務の保証事業につき、営業管理規定及び回収関連規定に従い、保証に関する体制を整備しております。審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、カスタマーセンターにおいて、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めています。

債権管理業務におきましては、代位弁済の抑制、求償債権の早期回収及び回収金額の増大を基本方針とし、信用コストの抑制に努めています。代位弁済の抑制につきましては、提携クレジットカード事業者と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、賃借人の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の早期回収・金額増加に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた早期勧告を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

② 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い現金預金等の運用資産並びに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は家賃保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しにより、資産の保全、損失の極小化に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	923, 396	923, 396	—
(2) 営業未収入金	248, 349	248, 349	—
(3) 求償債権	363, 391		
貸倒引当金(※)	△168, 375		
	195, 016	195, 016	—
資産計	1, 366, 762	1, 366, 762	—
営業未払金	93, 181	93, 181	—
負債計	93, 181	93, 181	—

(※) 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘査して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

営業未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	923, 396	—	—	—
営業未収入金	248, 349	—	—	—
求償債権(※)	—	—	—	—
合計	1, 171, 745	—	—	—

(※) 債還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注) 3 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、家賃債務の保証事業を行っております。この事業を行うため、賃借人より受領した保証料については、安全性、確実性、流動性の高い運用を原則として、資産の保全を意識した長期的な視野に立った運用を行っております。また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品など、リスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として現金及び預金、賃借人から保証料として受領した当社加盟店に対する営業未収入金及び保証債務の履行請求により取得する求償債権であります。

営業未収入金及び求償債権は、賃借人の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により保証委託契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

営業未払金は、当社加盟店に対する集金代行手数料による債務であり、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、家賃債務の保証事業につき、営業管理規定及び回収関連規定に従い、保証に関する体制を整備しております。審査業務におきましては、厳格な審査基準に則り、適切な与信判断をするための知識・経験を持つ決裁権限者及び審査担当者が、定量情報と定性情報を総合的に評価したうえで、審査を行っております。また、信用リスクの高い案件については、カスタマーセンターにおいて、審査及び決裁を行っており、信用リスクに応じた審査体制を敷くことにより、保証債務の健全性の維持に努めております。

債権管理業務におきましては、代位弁済の抑制、求償債権の早期回収及び回収金額の増大を基本方針とし、信用コストの抑制に努めております。代位弁済の抑制につきましては、提携クレジットカード事業者と連携して、初期延滞者の延滞原因を把握し、適切な助言を行うことにより、延滞長期化の防止を図っております。また、賃借人の現況及び返済能力の早期把握に努め、返済正常化の可能性を見極めたうえで、条件変更の対応を行っております。求償債権の早期回収・金額増加に向けた取組みとして、個別案件毎の状況に応じた早期勧告を行っております。

さらに、リスクの顕在化により当社の経営に不測の影響を及ぼす可能性が生じる事態を回避すべく、信用リスクの計量化と信用リスク管理の高度化を図り、引当金の算定、自己資本管理に活用するなど、経営の健全性・安定性維持を図っております。

② 市場リスクの管理

当社における市場リスクとは、資産に占める割合の高い現金預金等の運用資産並びに求償債権の価値の変動と定めており、資産の主な源泉は家賃保証の対価としていただく保証料であることから状況に応じて運用方針の見直しにより、資産の保全、損失の極小化に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	883, 704	883, 704	—
(2) 営業未収入金	310, 809	310, 809	—
(3) 求償債権	525, 673		
貸倒引当金(※)	△214, 908		
	310, 764	310, 764	—
資産計	1, 505, 278	1, 505, 278	—
営業未払金	118, 082	118, 082	—
負債計	118, 082	118, 082	—

(※) 求償債権は貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 求償債権

求償債権については、入金状況等を勘査して社内債権格付により分類し、過去の一定の算定期間における貸倒実績等により算定した損失見込額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

営業未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	883, 704	—	—	—
営業未収入金	310, 809	—	—	—
求償債権(※)	—	—	—	—
合計	1, 194, 513	—	—	—

(※) 債還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注) 3 保証債務については、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度を設けております。

また、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	2,839千円
退職給付費用	1,345千円
退職給付の支払額	△243千円
退職給付引当金の期末残高	3,941千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	1,345千円
----------------	---------

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりますが、平成27年3月より退職一時金制度より確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	3,941千円
退職給付費用	991千円
退職給付の支払額	△423千円
確定拠出年金制度への移換に伴う減少	△4,509千円
退職給付引当金の期末残高	—

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	991千円
----------------	-------

3. その他退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度へ移行したことによる当事業年度の損益へ与える影響はありません。また、確定拠出年金制度への資産移換額は2,424千円であり、8年間で移換する予定であります。なお、当事業年度末時点の未移換額2,121千円は固定負債の「その他」に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は、未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たり本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

種類	第1回新株予約権
決議年月日	平成18年5月2日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,140株
付与日	平成18年6月1日
権利確定条件	権利行使時に当社もしくは当社の子会社及び関連会社の取締役又は従業員であること
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成20年5月17日～平成28年5月2日

種類	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,400株
付与日	平成19年9月1日
権利確定条件	権利行使時に当社もしくは当社の子会社及び関連会社の取締役又は従業員であること
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年8月10日～平成29年7月20日

種類	第4回新株予約権
決議年月日	平成19年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,600株
付与日	平成19年9月1日
権利確定条件	権利行使時に当社もしくは当社の子会社及び関連会社の取締役又は従業員であること
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年8月10日～平成29年7月20日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成26年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

種類	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成18年5月2日	平成19年8月10日	平成19年8月10日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	1,094	1,400	1,600
権利確定	—	—	—
権利行使	1,000	500	1,600
失効	—	—	—
未行使残	94	900	—

(注) 当社は、平成27年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

② 単価情報

種類	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成18年5月2日	平成19年8月10日	平成19年8月10日
権利行使価格(円)	50,000	50,000	50,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 当社は、平成27年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割前の権利行使価格で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は、未公開株式であるため付与時における公正な評価単価を算定することが困難であり、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

13,701千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

42,730千円

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たり本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

種類	第1回新株予約権
決議年月日	平成18年5月2日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,140株
付与日	平成18年6月1日
権利確定条件	権利行使時に当社もしくは当社の子会社及び関連会社の取締役又は従業員であること
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成20年5月17日～平成28年5月2日

種類	第3回新株予約権
決議年月日	平成19年8月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,400株
付与日	平成19年9月1日
権利確定条件	権利行使時に当社もしくは当社の子会社及び関連会社の取締役又は従業員であること
対象勤務期間	—
権利行使期間	平成21年8月10日～平成29年7月20日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

種類	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成18年5月2日	平成19年8月10日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	94	900
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	94	900

(注) 当社は、平成27年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は分割前の株式数で記載しております。

② 単価情報

種類	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成18年5月2日	平成19年8月10日
権利行使価格(円)	50,000	50,000
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 当社は、平成27年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記権利行使価格は分割前の権利行使価格で記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は、未公開株式であるため付与時における公正な評価単価を算定することが困難であり、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額

22,783千円

② 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年3月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産(流動)	
繰延税金資産	
前受保証料	20,597千円
保証履行引当金繰入超過額	11,800〃
貸倒損失否認	6,516〃
賞与引当金繰入超過額	3,063〃
未払事業税	8,004〃
その他	799〃
繰延税金資産小計	50,782千円
評価性引当額	△18,316〃
繰延税金資産合計	32,465千円
繰延税金資産(固定)	
繰延税金資産	
長期前受保証料	3,383千円
その他	5,253〃
繰延税金資産小計	8,636千円
評価性引当額	△3,849〃
繰延税金資産合計	4,787千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

法定実効税率	38.01%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.94%
住民税均等割	0.59%
評価性引当金額の増減	△9.06%
その他	△0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.20%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

これによる影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
繰延税金資産		
前受保証料		29,790千円
保証履行引当金繰入超過額		11,706〃
貸倒損失否認		6,263〃
賞与引当金繰入超過額		5,333〃
未払事業税		3,749〃
その他		1,847〃
繰延税金資産小計		<hr/> 58,691千円
評価性引当額		<hr/> △17,970〃
繰延税金資産合計		<hr/> 40,721千円
繰延税金資産(固定)		
繰延税金資産		
長期前受保証料		3,850千円
その他		<hr/> 3,514〃
繰延税金資産小計		<hr/> 7,364千円
評価性引当額		<hr/> △1,787〃
繰延税金資産合計		<hr/> 5,577千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されています。

これによる影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)及び当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社の事業セグメントは、家賃債務の保証事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	459,939	家賃債務の保証事業

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
ライフカード株式会社	464,133	家賃債務の保証事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	雨坂 甲	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接20.01	—	ストック・ オプション の権利行使	155,000 (3,100株)	—	—

(注) 平成18年5月2日及び平成19年8月10日開催の当社取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

(2) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アイフル㈱	京都市 下京区	143,324,545	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接40.50 間接2.39	金銭消費貸借 基本契約 融資枠契約 出向者の受入 役員の兼任	融資枠の設 定(注)1 出向料の支 払(注)2 —	極度額 500,000 214,425 —	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. アイフル株式会社との金銭消費貸借基本契約・融資枠契約の内容はアイフル株式会社へ5億円を上限とするコミットメント契約であります。契約期間中融資が実行されたことはありません。これらの契約は平成27年3月31日の経過をもって契約期間が満了し、本書提出日現在では契約関係にありません。

2. 出向負担金の支払額については、職級に応じた人件費を基準として決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ライフカード ㈱	東京都 港区	100,000	信販事業 信用保証事業	—	業務提携契約 債務の保証 役員の兼任	業務の提携 (注)1 包括債務保 証契約 (注)2 —	459,939 396,231 —	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘査して価格交渉の上、決定しております。

2. ライフカード株式会社との包括債務保証契約は、債務人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、再保証を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アイフル株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

- (2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(会社等に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	アイフル㈱	京都市 下京区	143,401,974	ローン事業 信用保証事業	(被所有) 直接40.50 間接2.39	金銭消費貸借 基本契約 融資枠契約 出向者の受入 役員の兼任	融資枠の設 定(注) 1	極度額 500,000	—	—
							出向料の支 払(注) 2	246,250	—	—
							—	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. アイフル株式会社との金銭消費貸借基本契約・融資枠契約の内容はアイフル株式会社へ5億円を上限とするコミットメント契約であります。契約期間中融資が実行されたことはありません。これらの契約は平成27年3月31日の経過をもって契約期間が満了し、本書提出日現在では契約関係にありません。
2. 出向負担金の支払額については、職級に応じた人件費を基準として決定しております。

- (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ライフカード ㈱	東京都 港区	100,000	信販事業 信用保証事業	—	業務提携契約 債務の保証 役員の兼任	業務の提携 (注) 1	464,133	—	—
							包括債務保 証契約 (注) 2	521,458	—	—
							—	—	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. ライフカード株式会社との業務提携契約にかかる受取保証料は、市場価格を勘案して価格交渉の上、決定しております。
2. ライフカード株式会社との包括債務保証契約は、債務人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、再保証を行っております。

2. 親会社又は重要な関連会社の要約財務情報

(1) 親会社情報

アイフル株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 株当たり純資産額	637.84円	729.21円
1 株当たり当期純利益金額	159.37円	91.37円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成27年 6 月 19 日付けで普通株式 1 株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(千円)	218,665	160,620
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	218,665	160,620
普通株式の期中平均株式数(株)	1,372,060	1,758,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 2 種類(新株予約権の数994個)。	新株予約権 2 種類(新株予約権の数994個)。

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

平成27年 5 月 15 日開催の取締役会決議に基づき、平成27年 6 月 19 日付で、株式分割及び単元株制度の採用を行っております。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的として、株式分割を実施すると共に、100株を 1 単元とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

平成27年 6 月 18 日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有株式数を 1 株に付き 100 株の割合をもって株式分割を致しました。

②分割により増加した株式数

分割前の発行済株式数	17,580株
今回の分割により増加した株式数	1,740,420株
株式分割後の発行済株式総数	1,758,000株
株式分割後の発行可能株式総数	7,032,000株

3. 株式分割の効力発生日

平成27年 6 月 19 日を効力発生日としております。

4. その他

当該株式分割が当期首に行われたと仮定した場合における 1 株当たり情報の各数値は「1 株当たり情報」に記載しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

偶発債務

※1 保証債務残高は次のとおりであります。

当第1四半期会計期間 (平成27年6月30日)	
債務保証額(月額)	(注) 1 8,034,484千円
再保証額	(注) 2 552,389千円
保証履行引当金	△37,684千円
差引額	8,549,189千円

(注) 1 貸借人の支払家賃等に対し債務保証を行っております。

2 貸借人の一定期間の未収入期間の家賃等に対して、ライフカード株式会社に再保証を行っております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	
減価償却費	5,132千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

当社は、家賃債務の保証事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期累計期間 (自 平成27年 4月 1 日 至 平成27年 6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	22円73銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	39,966
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	39,966
普通株式の期中平均株式数(株)	1,758,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、平成27年 6月 19日付けで普通株式 1 株につき普通株式 100 株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(平成27年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	3,570	16,456	371	19,655	4,032	3,466	15,622
車両運搬具	6,525	832	868	6,489	6,489	5,382	0
工具、器具及び備品	21,954	1,414	14,478	8,891	5,999	2,825	2,891
有形固定資産計	32,050	18,703	15,718	35,035	16,521	11,674	18,514
無形固定資産							
ソフトウエア	63,840	9,812	—	73,652	39,851	13,373	33,800
その他	140	—	—	140	—	—	140
無形固定資産計	63,980	9,812	—	73,792	39,851	13,373	33,940
長期前払費用	799	4,753	—	5,552	883	633	4,668

(注) 1. 建物の当期増加額は、主に本社移転に伴う設備等の取得費用であります。

2. ソフトウエアの当期増加額は、主にシステム機能追加に伴う開発費用であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	168,375	214,908	142,418	25,956	214,908
賞与引当金	8,597	16,114	8,597	—	16,114
保証履行引当金	33,110	35,368	—	33,110	35,368

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、求償債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. 保証履行引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	436
預金	
普通預金	683, 241
定期預金	200, 026
計	883, 268
合計	883, 704

② 営業未収入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アパマンショッピング	38, 625
株式会社アパマンショッピング	25, 235
株式会社アップル	22, 087
株式会社賃貸コーポレーション	11, 886
株式会社ハウジング恒産	11, 796
その他	201, 179
合計	310, 809

営業未収入金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
248, 349	1, 781, 961	1, 719, 501	310, 809	84. 69	57. 27

(注) 非課税につき消費税等は含まれておりません。

③求償債権

保証債務の履行により生ずる求償債権525, 673千円であります。

④ 営業未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社アパマンショップリーリング	14,910
株式会社アパマンショップサブリース	9,910
株式会社アップル	9,627
株式会社京都ライフ	7,282
株式会社明和不動産管理	7,147
その他	69,204
合計	118,082

⑤前受収益

保証料として一括して受け入れた未経過保証料のうち、1年以内に営業収益へ計上される見込みのもの90,000千円であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注1)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	名義書換の委託に係る手数料相当額として別途定める額
新券交付手数料	新株の交付の委託に係る手数料相当額として別途定める額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注1)
買取手数料	無料 (注2)
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.srgs.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
会社法第189条第2項各号に掲げる権利
会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年9月30日	—	—	—	小川 秀男	東京都町田市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	12,500,000(50,000)	新株予約権の権利行使
同上	—	—	—	高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	12,500,000(50,000)	新株予約権の権利行使
同上	—	—	—	高橋 敏幸	北海道札幌市中央区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	12,500,000(50,000)	新株予約権の権利行使
同上	—	—	—	渡邊 定雄	東京都板橋区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	12,500,000(50,000)	新株予約権の権利行使
平成25年10月31日	中部興産株式会社 代表取締役 新垣 博孝	沖縄県沖縄市仲宗根町24-9	取引先	高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	50	2,500,000(50,000)	移動前所有者の売却希望による
同上	藤田 幸子	埼玉県さいたま市見沼区	取引先役員の配偶者	ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社代表取締役社長 鮫島 卓	東京都港区芝2丁目31番19号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	20	1,000,000(50,000)	移動前所有者の売却希望による
平成26年3月31日	—	—	—	雨坂 甲	大阪府大阪市中央区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	3,100	155,000,000(50,000)	新株予約権の権利行使
平成26年7月17日	株式会社 富士信 代表取締役 石井 恒男	東京都大田区上池台1-14-6	取引先	石井 恒男	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	250	16,250,000(65,000)	移動前所有者の売却希望による
平成26年8月20日	千葉 国一	愛知県大府市	取引先元役員	高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	90	5,850,000(65,000)	移動前所有者の売却希望による
同上	竹内 弘子	和歌山県和歌山市	取引先役員	小川 秀男	東京都町田市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	25	1,625,000(65,000)	移動前所有者の売却希望による
同上	同上	同上	同上	高橋 誠一	埼玉県さいたま市大宮区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	25	1,625,000(65,000)	移動前所有者の売却希望による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
- 純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 平成27年6月19日付けをもって、株式1株を100株に分割しております。上記移動株式数及び価格(単価)は、株式分割前のものを記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
アイフル株式会社 ※1	京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1	712,000	38.33
雨坂 甲 ※1, 2	大阪府大阪市中央区	441,700 (90,000)	23.78 (4.85)
高橋 誠一 ※1	埼玉県さいたま市大宮区	66,500	3.58
小川 秀男 ※1	東京都町田市	61,500	3.31
株式会社アバマンショップネットワーク ※1	東京都中央区京橋1丁目1番5号 セントラルビル	60,000	3.23
高橋 敏幸 ※1	北海道札幌市中央区	49,000	2.64
渡邊 定雄 ※1	東京都板橋区	49,000	2.64
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社 ※1	東京都港区芝2丁目31番19号	42,000	2.26
石井 恒男 ※1	東京都大田区	41,000	2.21
政岡土地株式会社 ※1	大阪府大阪市此花区梅香3丁目27-11	34,300	1.85
政岡 二郎	兵庫県西宮市	24,400 (2,400)	1.31 (0.13)
谷村 豊 ※3	大阪府阪南市	23,000 (7,000)	1.24 (0.38)
東野 明子	京都府京都市右京区	20,000	1.08
システムクリエイト株式会社	大阪府大阪市中央区内本町2丁目3-8-414	17,000	0.92
千葉 国一	愛知県大府市	16,000	0.86
竹内 弘子	和歌山県和歌山市	15,000	0.81
矢崎 隆也	長野県諏訪市	10,000	0.54
渡邊 毅人	東京都板橋区	7,500	0.40
政岡 則安	兵庫県西宮市	6,000	0.32
株式会社メイワホールディングス	熊本県熊本市中央区新屋敷3丁目7-18	6,000	0.32
政岡 元	大阪府吹田市	6,000	0.32
株式会社エイビット	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目12番15号	6,000	0.32
渡邊 禮子	東京都板橋区	5,000	0.27
原 かなえ	東京都板橋区	5,000	0.27
小川 八重子	東京都町田市	5,000	0.27
高橋 孝嘉	北海道札幌市中央区	5,000	0.27

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
高橋 尚子	北海道札幌市中央区	5,000	0.27
高橋 博子	北海道札幌市中央区	5,000	0.27
川口 雄一郎	熊本県熊本市中央区	5,000	0.27
林 尚道	東京都港区	5,000	0.27
平野 修	静岡県浜松市中区	5,000	0.27
立川 孝矣	埼玉県川越市	5,000	0.27
株式会社クラスコ	石川県金沢市西念4丁目24番21号	5,000	0.27
レンタルハウス株式会社	和歌山県和歌山市吉田571	5,000	0.27
高橋 聰	北海道札幌市中央区	3,500	0.19
小村 典弘	石川県金沢市	3,000	0.16
株式会社原弘産	山口県下関市幡生宮の下町26番1号	3,000	0.16
水野 隆司	広島県広島市中区	3,000	0.16
株式会社高品ハウジング	千葉県千葉市若葉区高品町1585番地-1	3,000	0.16
池田 秀雄	埼玉県戸田市	3,000	0.16
佐賀野 雅行 ※3	大阪府堺市南区	3,000	0.16
中島 敦	静岡県静岡市葵区	2,000	0.11
エース住宅株式会社	愛媛県西条市喜多川266番地1	2,000	0.11
岡本 優	愛知県刈谷市	2,000	0.11
宮野 純	兵庫県神戸市東灘区	2,000	0.11
平岡 揚一	京都府京都市中京区	2,000	0.11
及川 征志	栃木県宇都宮市	2,000	0.11
塩見 文映	北海道札幌市白石区	2,000	0.11
渡邊 宏	東京都目黒区	2,000	0.11
北澤 艶子	東京都足立区	2,000	0.11
小村 和功	石川県金沢市	2,000	0.11
渡邊 高尾	埼玉県和光市	2,000	0.11
木村 真敏	大阪府大阪市中央区	2,000	0.11
岡 貢	北海道札幌市北区	2,000	0.11

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数 の割合(%)
所有株式数1,000株の株主36名		36,000	1.94
計	—	1,857,400 (99,400)	100 (5.35)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

1 特別利害関係者等(大株主上位10名) 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長) 3 特別利害関係者等(当社監査等委員である取締役)

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 当社は、平成27年6月19日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。

上記所有株式数は分割後を記載しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月5日

あんしん保証株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本間洋一印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎哲印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年10月5日

あんしん保証株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本間洋一印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎哲印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年10月5日

あんしん保証株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 本間洋一印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮崎哲印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているあんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第1四半期会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、あんしん保証株式会社(旧会社名 賃貸あんしん保証株式会社)の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



Anshin ^あ Hosho